

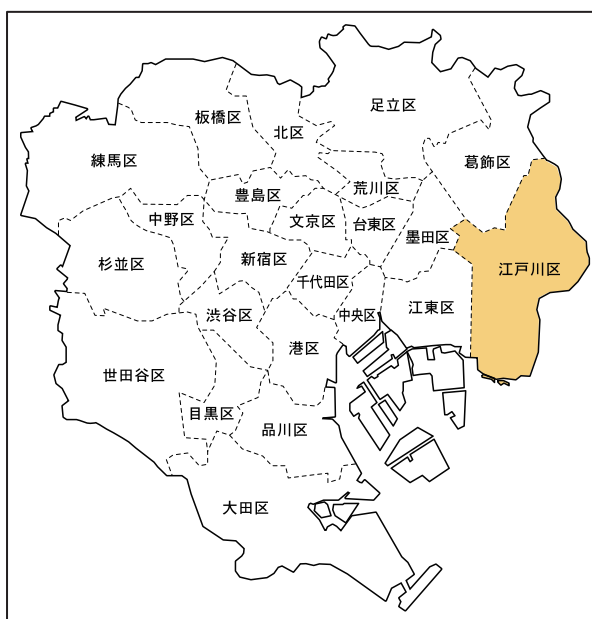
第2章 本区の現状と課題

1. 本区の概況

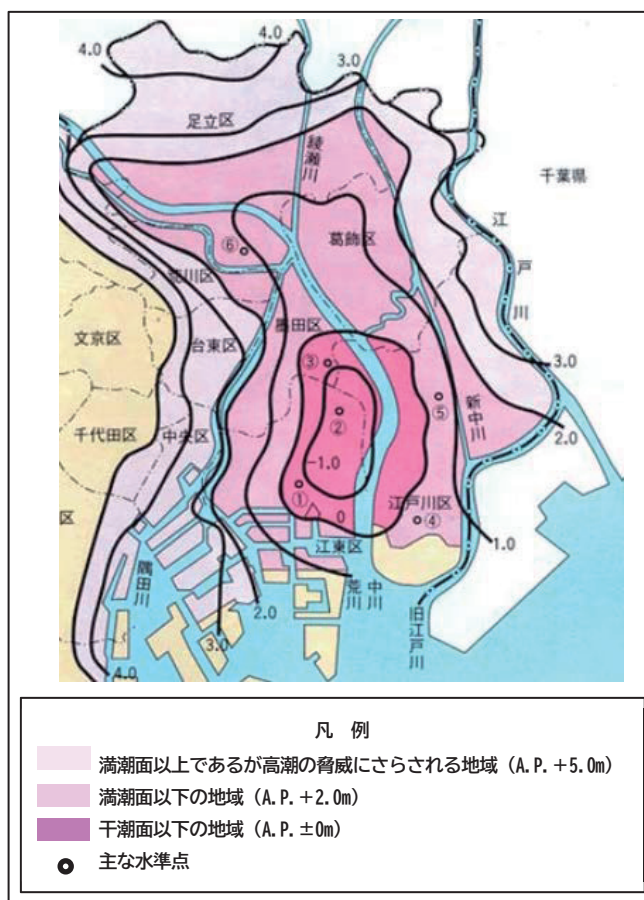
(1) 位置・地形

本区は、東京都の東側に位置し、面積は49.09km²となっています。荒川や江戸川の大河川と東京湾に囲まれ、利根川水系の堆積作用によって形成された沖積平野であり、低く平らな土地が広がっていることが特徴です。

また、区面積の7割が海拔ゼロメートル地帯（地表標高が満潮時の平均海面よりも低い土地）であり、高潮による浸水被害の危険が高い地域が多くなっています。



本区位置図



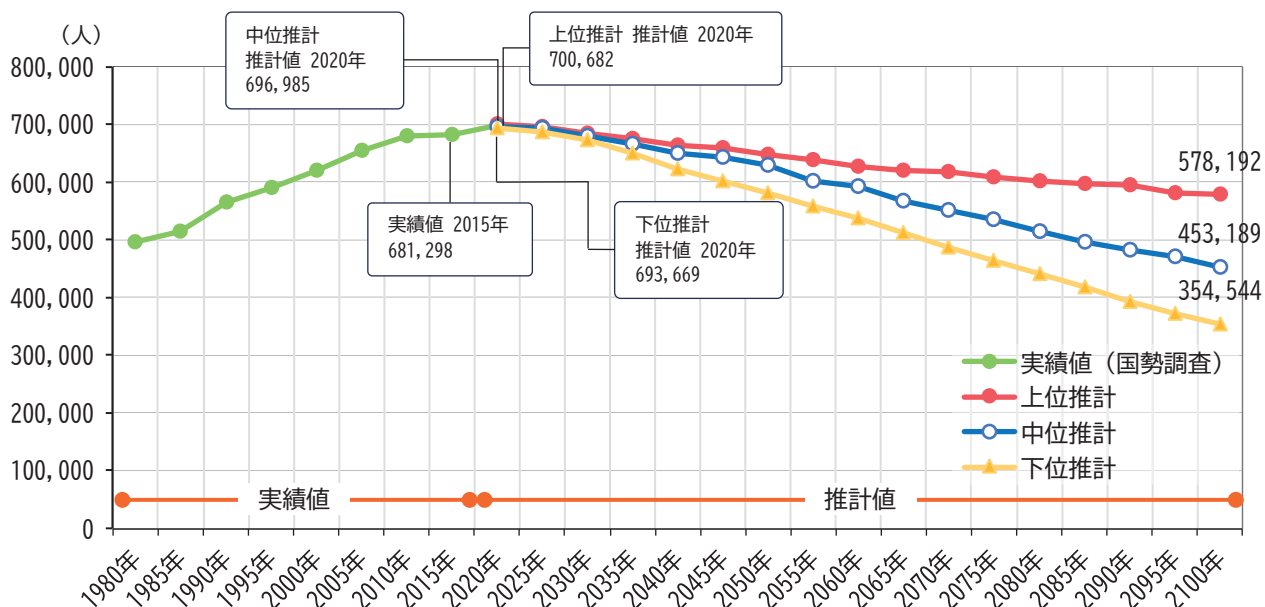
東京低地の地盤高平面図

※ 出典：「東京の低地河川事業」東京都建設局河川部
(区が一部編集)

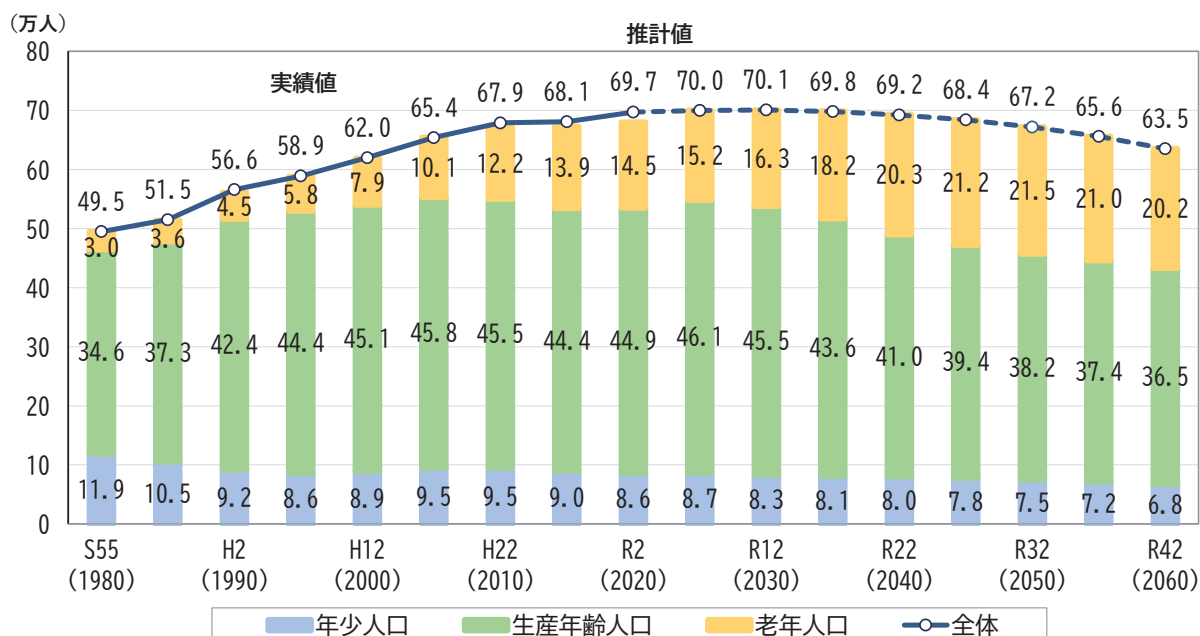
(2) 人口

本区の人口は、令和4(2022)年10月1日現在、約69万人となっています。

推計では、令和2(2020)年までは増加傾向が続き、その後減少に転じています。年少人口(0~14歳)は一貫して減少し、生産年齢人口(15~64歳)は令和2(2020)年から令和7(2025)年にかけてピークとなり、以降減少に転じます。一方で老年人口(65歳以上)は令和22(2040)年から令和32(2050)年にかけてピークを迎えます。



本区全体の将来人口の推計 (上位・中位・下位推計結果)



※ 令和2(2020)年までの人口は国勢調査実績値

年齢3区分別の将来人口推移

(3) まちづくりのあゆみ

本区は、昭和7(1932)年に小松川町・松江町・葛西村・瑞江村・鹿本村・篠崎村・小岩町が合併し、人口10万人のまちとして誕生しました。また、その地形の特徴から、江戸時代以来、水田の開発が進み、現在も残る農地の基礎ができあがりました。その後、第二次世界大戦や大規模な台風被害などの苦難の時代を経て、急激な都市化の時代を迎えます。

昭和30年代の高度経済成長期、本区では、急速に都市化が進み、自然の破壊、公害、交通災害、ゴミ問題、緑の消失など、多くの環境問題が発生しました。

このような状況の中、昭和46(1971)年に「環境をよくする10年計画」が策定され、本区を脅かす様々な環境問題からまちを守る活動を始めました。

また、土地区画整理事業*や都市計画道路などの都市基盤の整備を進めるとともに、樹木数と公園面積の目標「区民一人あたり10本10㎡」を掲げ、緑化活動を推進していきました。昭和48(1973)年には全国初の親水公園である古川親水公園が完成し、その後も水とみどりを活かした快適な環境整備を着実に進めてきました。

平成11(1999)年には地域の特徴を活かし、さらなる暮らしやすさや魅力づくりを追求し具体化するため、「江戸川区街づくり基本プラン(都市計画マスタープラン)」を策定しました。このプランに基づき、計画的に土地区画整理事業や都市計画道路の整備などの基盤を整備するとともに、各地域の特性に合わせた地区計画によるまちづくりや、密集住宅市街地整備促進事業*を活用した防災性の向上を積極的に推進し、災害に強いまちの形成も図っています。

今後は、みどりのまちづくりに加え、小岩駅周辺における市街地再開発事業*の実施や、区役所本庁舎移転構想などにより、さらに発展を遂げていくことが予想されます。



稲田の水揚げ
(昭和7(1932)年・小岩付近)



小松川地区の街並み(昭和61年(1986)年)



小松川地区の街並み(現在)

(4) みどりのあゆみ

本区では、昭和30年代からの高度経済成長期の急激な都市化により、多くのみどりが失われていきました。また、農業用水や水上交通の役割を担っていた水路は、生活排水の流れるドブ川と化し、区全域が環境悪化の一途をたどっていました。



葛西地区ゴミ公害

そのような状況を嘆いた当時の江戸川区と区民が手を取り合い、「ゆたかな心、地にみどり」を合言葉に掲げ、昭和45(1970)年からは区内各地で区民との協働による「環境浄化活動」が始まりました。その後、美化運動、緑化運動など快適な環境を守り育てる活動に拡大、昭和59(1984)年に現在の「環境をよくする運動」に発展しました。現在では、区内全域で、毎年5万人以上が活動しています。

樹木数と公園面積の目標「区民一人あたり10本10㎡」を掲げ、公園の整備、道路や公共施設への植栽を進めるとともに、苗木の即売会などを通して区民にも庭先やベランダをみどりで飾ってもらうよう、街にやすらぎと潤いをもたらすみどりの確保を積極的に進めてきました。



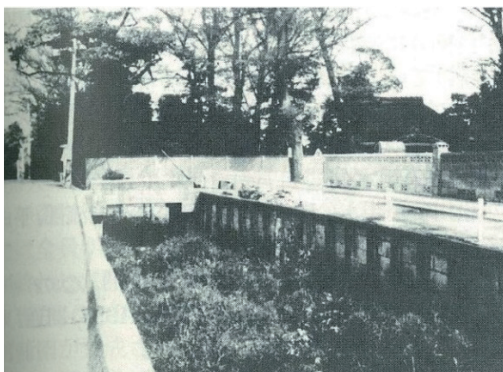
1万人の美化運動



花と緑の卸売会（小岩駅北口）

また、本区の特徴である豊富な水辺環境を活かし、昭和48(1973)年に、全国初の親水公園である古川親水公園が完成。都会の中では回復不可能とされていた「清流」がよみがえり、国内外で大きな反響をよびました。

古川親水公園の完成を契機として、昭和49(1974)年に「古川を愛する会」が結成されました。その後、順次整備が進んだ親水公園、親水緑道の完成に伴い、「小松川境川親水公園を愛する会」、「一之江境川親水公園を愛する会」など、沿川の町会・自治会を中心とした「愛する会」が次々を発足し、地域コミュニティの醸成にもつながっています。



かつての古川



古川親水公園完成時（昭和48(1973)年7月）

平成17(2005)年からは、道路や公園、河川の保全、美化活動を区民が主体的に行うボランティア活動「アダプト制度*」が開始され、ボランティアの育成や支援、学習会など様々な取組を行ってきました。令和4(2022)年のボランティア登録は、総計10,366人となり、本区のみどりは、緑化運動が始まった当初から、区民によって支えられてきたものであるといえます。

平成27(2015)年には、「新川千本桜」が完成。江戸情緒あふれる水辺空間と桜並木の整備が行われ、新たな都市空間が形成されています。また、平成30(2018)年10月には、葛西海浜公園がラムサール条約湿地に登録されるなど、本区の豊かな自然環境は世界的にも評価されています。さらに、平成元(1989)年には、公園面積の目標「区民一人あたり10㎡**」、令和4(2022)年には、樹木数の目標「区民一人あたり10本」を達成しました。東京23区では最大の公園面積を有し、区民一人あたりの街路樹本数も東京23区で最多となっており、長年にわたる緑化運動の成果が大きく現れています。その緑化活動も令和2(2020)年に50周年を迎えました。

令和5年(2023)年からは、総合レクリエーション公園で区内初の指定管理者による管理運営を開始し、民間事業者を活用することでサービスを向上させ、効率的かつ効果的な運営を行っています。また、民間の幅広い知見と柔軟な提案を取り入れるため、「公募設置管理制度(Park-PFI*事業)」、「DB(デザインビルド)事業*」も一体的に実施しています。

今後も民間活力を導入し、区民と共に、江戸川区らしいみどりを保全し、創造していきます。
※「区民一人あたり10㎡」の公園面積には、海域も含んでいます。



新川千本桜



フラワーガーデン



ラムサール条約湿地に登録された葛西海浜公園

江戸川区緑化運動
PRマスコットキャラクター「江戸ッキー」

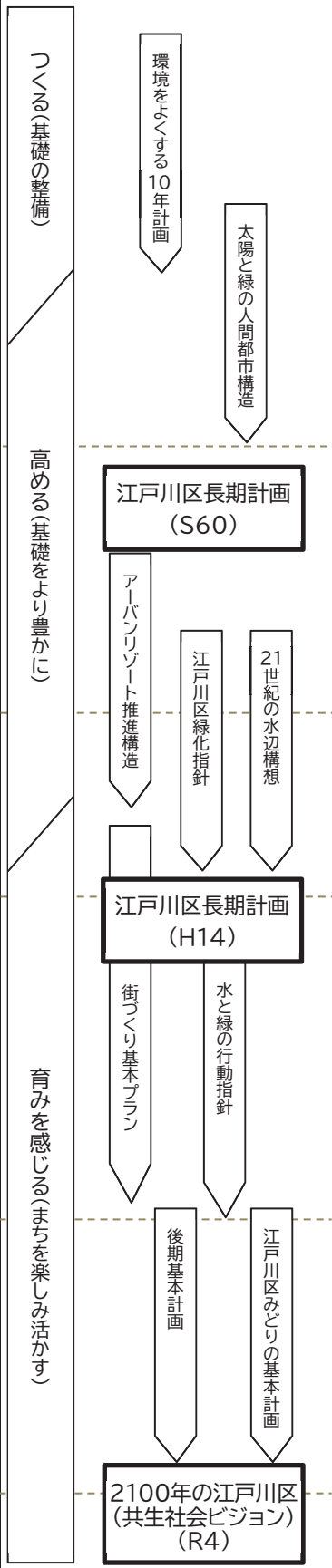
江戸川区の緑化運動50周年記念事業として、みどりの大切さの普及啓発を目的とし、親しみの持てるマスコットキャラクターのデザインを募集した結果、238件の応募の中から決定しました。

江戸川区に生えている大木から生まれた妖精で、頭の一部と洋服を彩る水色は江戸川区に流れる川をイメージしています。

本区の主なみどりの整備・活動、受賞のあゆみは、以下の通りです。

【西暦】 【主な実績】 【時代】 【みどりの関連計画】

年代	整備のあゆみ	活動、受賞のあゆみ
1970年代	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業受託開始 (S48) 古川親水公園開園 (S48) 篠崎ポニーランド開園 (S50) 	<ul style="list-style-type: none"> 葛西地区ゴミ公害追放総決起大会開催 (S45) 「ゆたかな心、地にみどり」の標語決まる (S45) 環境部発足 (23区で初めて) (S45) 第1回環境浄化推進中央大会開催 (S46) 樹木数と公園面積の目標「区民一人あたり10本10㎡」を設定 (S46) 緑化推進要綱 (S48) 区の木=クスノキ、区の花=ツツジ (サツキ) 決定 (S53)
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> 小松川境川親水公園開園 (S57) 総合レクリエーション公園一部開園 (S58) 親水さくらかいどう完成 (S63) 葛西親水四季の道完成 (H1) 平成庭園・源心庵完成 (H1) 葛西臨海公園・葛西海浜公園一部開園 (H1) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回緑のフェスティバル開催 (S59) 公園面積の目標「区民一人あたり10㎡※」を達成 (H1)
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> 新長島川親水公園開園 (H3) 新左近川親水公園開園 (H5) 下水道 100%概成 (H7) 一之江境川親水公園完成 (H8) 新中川「健康の道」完成 (H10) 	<ul style="list-style-type: none"> 公園アイデア検討会 (松江公園) の開催 (H8) 第17回緑の都市賞「内閣総理大臣賞」を受賞 (H9)
2000年代	<ul style="list-style-type: none"> 大島小松川公園完成 (H14) 小松川千本桜完成 (H15) 本郷用水親水緑道完成 (H20) ※親水緑道18路線、17.68km全線完成 新川千本桜整備 (H19~) 	<ul style="list-style-type: none"> 公園ボランティア登録制度の開始 (H13) 区民参加によるフラワーロード花壇コンクールの開始 (H13) 第11回全国川サミットin江戸川開催 (H14) アダプト制度開始 (H16) 第16回全国川サミットin荒川開催 (H19) 全国花のまちづくり江戸川大会開催 (H20)
2010年代	<ul style="list-style-type: none"> 一之江抹香亭開園 (H22) 新左近川親水公園でオリンピック・パラリンピックに向けたカヌー場の整備 (R1) 	<ul style="list-style-type: none"> 江戸川区景観条例制定 (H23) 善養寺「影向の松」国の天然記念物に指定 (H23) 「一之江境川親水公園を愛する会」が「手づくり郷土賞国土交通大臣表彰」を受賞 (H24) 葛西海浜公園がラムサール条約湿地に登録 (H30)
2020年代	<ul style="list-style-type: none"> 総合レクリエーション公園に指定管理者制度、Park-PFI制度などの導入 (R5) 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木数の目標「区民一人あたり10本」を達成 (R4)



※「区民一人あたり10㎡」の公園面積には、海域も含んでいます。

2. 区のみどりの現状

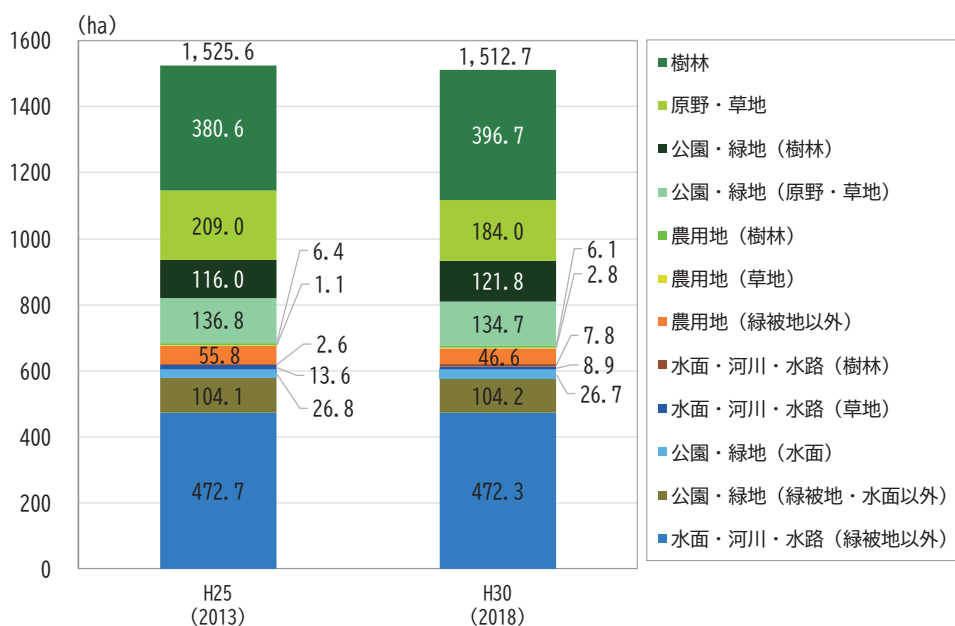
(1) 区全体のみどりの量

東京都が実施した調査を基に区が独自に集計をした結果では、平成25(2013)年と平成30(2018)年を比較すると、樹林や公園・緑地（樹林）などの増加割合が高く、原野・草地などの減少割合が高くなっています。また、平成30(2018)年の緑被率*は18.5%、みどり率は30.8%となっています。

本区における緑被面積・緑被率及びみどりの面積・みどり率の経年変化

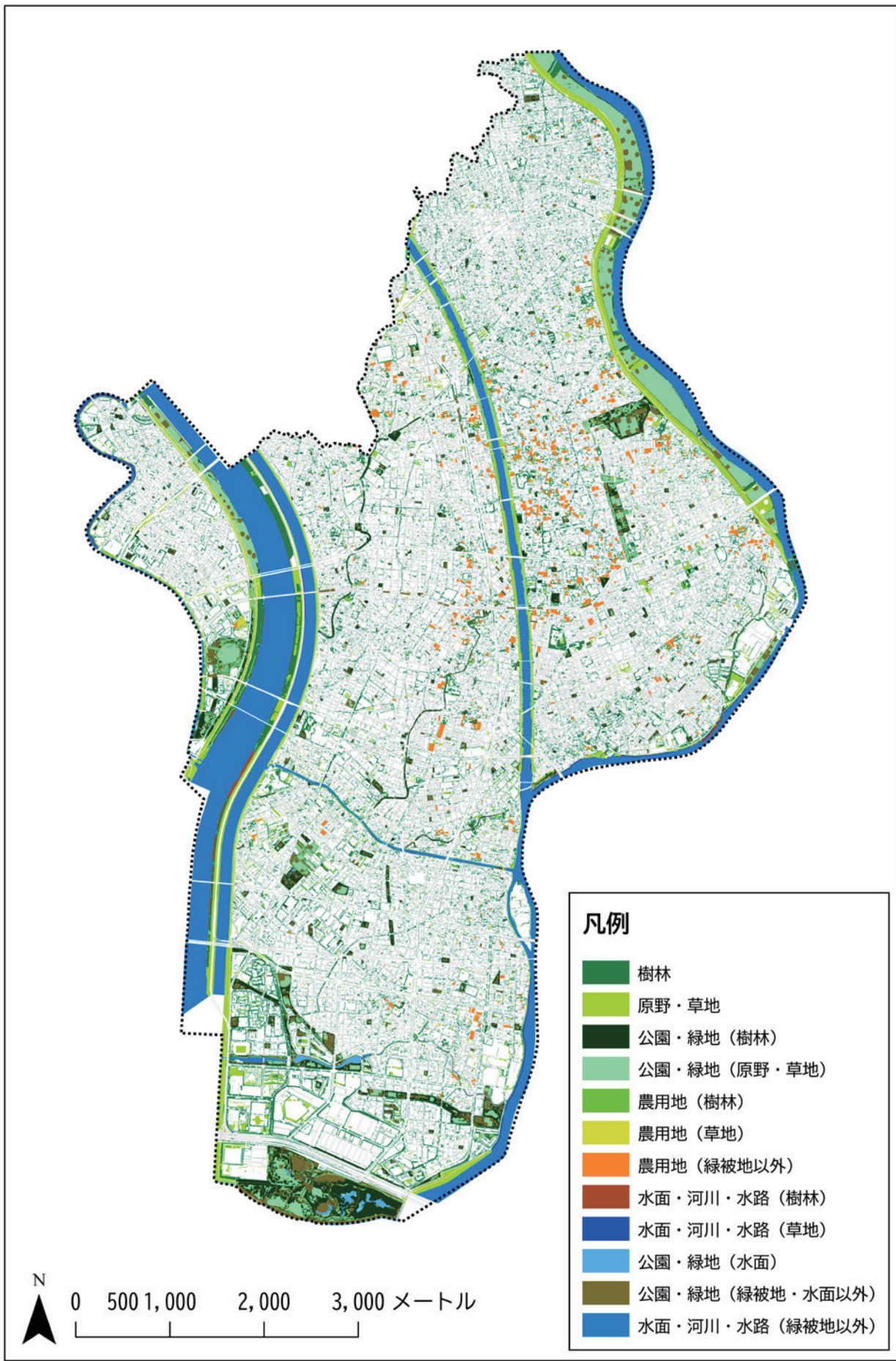
分類	H25		H30		H25→H30	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
樹林	380.6	7.8	396.7	8.1	+16.1	+0.3
原野・草地	209.0	4.3	184.0	3.8	-25.0	-0.5
公園・緑地（樹林）	116.0	2.4	121.8	2.5	+5.8	+0.1
公園・緑地（原野・草地）	136.8	2.8	134.7	2.7	-2.1	-0.1
農用地（樹林）	6.4	0.1	6.1	0.1	-0.3	0.0
農用地（草地）	1.1	0.0	2.8	0.1	+1.7	0.0
農用地（緑被地以外）	55.8	1.1	46.6	1.0	-9.2	-0.2
水面・河川・水路（樹林）	2.6	0.1	7.8	0.2	+5.2	+0.1
水面・河川・水路（草地）	13.6	0.3	8.9	0.2	-4.8	-0.1
緑被面積・緑被率	922.0	18.8	909.5	18.5	-12.5	-0.3
公園・緑地（水面）	26.8	0.6	26.7	0.5	-0.1	0.0
公園・緑地（緑被地・水面以外）	104.1	2.1	104.2	2.1	+0.1	0.0
水面・河川・水路（緑被地以外）	472.7	9.6	472.3	9.6	-0.4	0.0
みどりの面積・みどり率	1,525.6	31.1	1,512.7	30.8	-12.9	-0.3

※端数処理を行っているため、合計値が一致していない場合があります。



みどりの面積の推移

※ 東京都が実施した調査を基に区が独自に集計

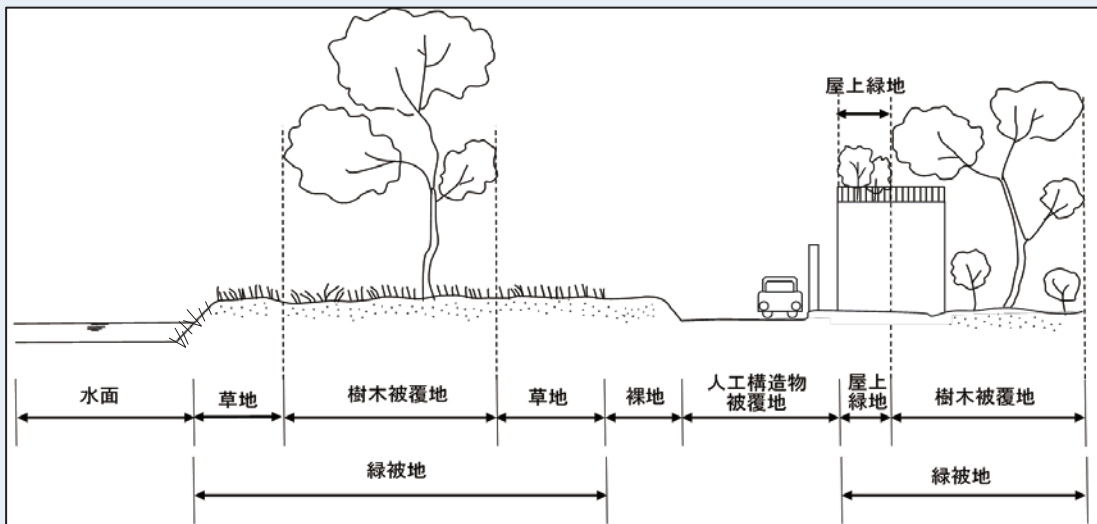


本区のみどりの状況
※ 東京都が実施した調査を基に区が独自に編集

コラム 緑被率・みどり率

緑被率は、特定区域の面積に対して緑被地が占める面積の割合を示したものであり、平面的な緑の量を把握するための指標となります。緑被地とは、樹木や芝生等で覆われた土地のことで、樹木被覆地、草地、屋上緑地をあわせたものです。

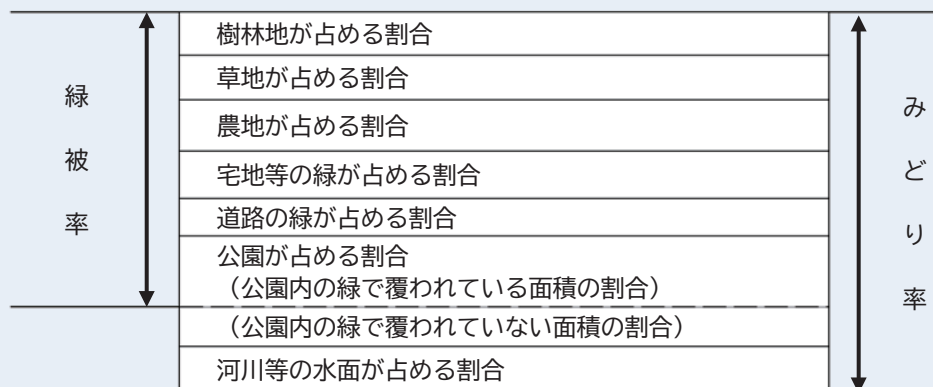
みどり率は、特定区域の面積に対して樹林地、草地、宅地内の緑（屋上緑地を含む）、公園、街路樹、河川、水路等が占める面積の割合を示したものです。緑被率に「公園内の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面が占める割合」を加えたものがみどり率となります。



緑被地等の概況

緑被地等の分類

樹木被覆地	樹木、樹林に覆われた土地。樹冠投影部分
草地	草本類に覆われた土地
裸地	人工構造物や樹木等で被覆されておらず、土壌が露出している土地
水面	河川や湖沼（プールは除く）の水部
屋上緑地	建物の屋上部や人工地盤上にある樹木または草地



緑被率とみどり率の関係

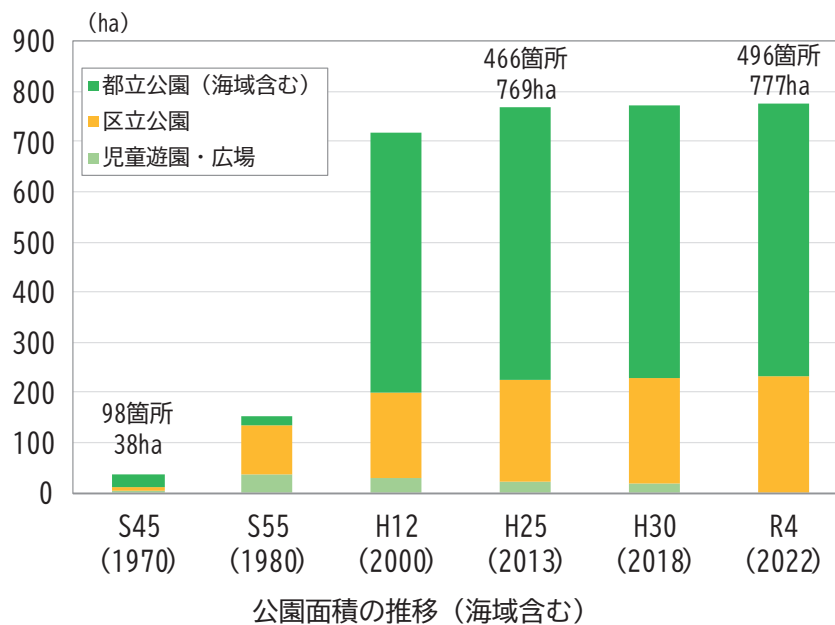
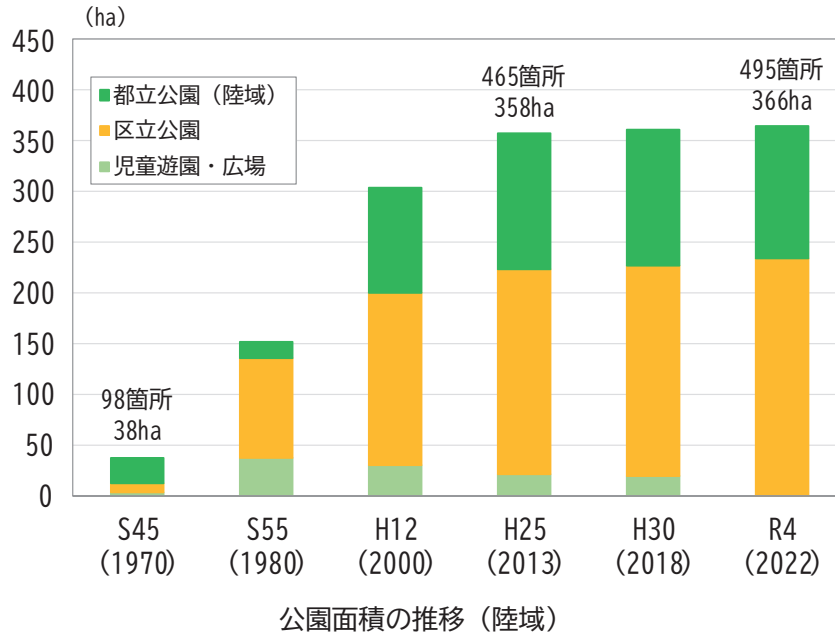
出典：「緑の東京計画」（平成12(2000)年12月(東京都)）

(2) 公園の現状

① 公園の整備、拡充

本区の公園（陸域）は、令和4（2022）年時点では495箇所、366ha、区民一人あたりの公園面積は5.31㎡となっています。なお、海域を含む場合、496箇所、777ha、区民一人あたりの公園面積は11.29㎡となり、「区民一人あたりの公園面積10㎡」という目標を達成しています。

前計画策定時（平成25（2013）年）から令和4（2022）年までの間で、陸域のみの公園面積は年平均0.87haずつ増加しており、年々公園の整備や拡充は進んでいます。



※令和4（2022）年4月に「江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例」が廃止され、児童遊園・広場は、条例上区立公園に分類分けされています。

② 公園のバリアフリー化

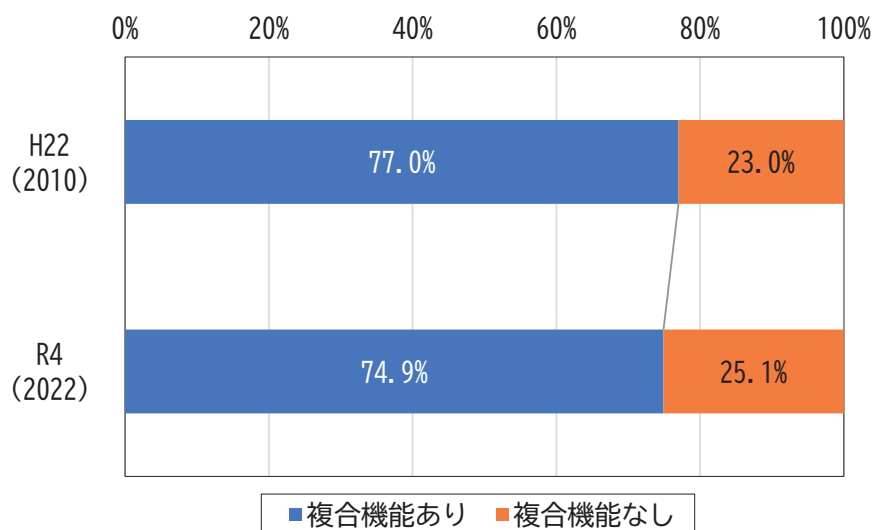
区立公園では、「江戸川区立公園等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例*」に基づき、公園の出入口の段差解消などの公園施設のバリアフリー化を進めています。また、平成3(1991)年から障害者団体との意見交換会を毎年実施し、実際に公園などを利用する方からの要望を反映するように努めています。

令和5(2023)年2月時点で、区立公園の76.7%で入口のバリアフリー化が完了しています。

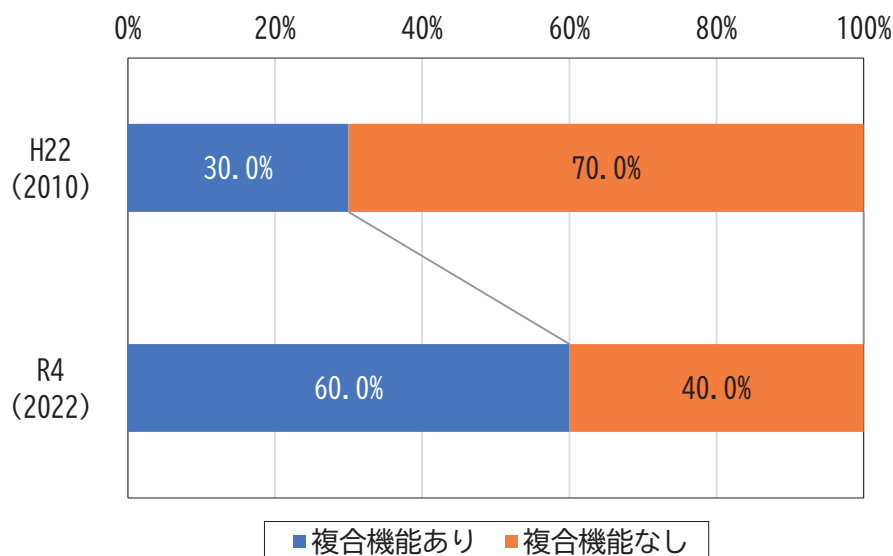
③ 公園施設の整備状況

令和4(2022)年時点では、面積1,000㎡以上の公園のうち約8割は、遊戯施設や休養施設、広場などが整備されており、複合的な機能を有しています。500㎡未満の公園のうち複合機能のあるものが、平成22(2010)年の30.0%から60.0%に増加しており、小規模公園の整備も進んでいます。

※複合的な機能を有する公園…遊戯施設と休養施設が共に含まれている公園



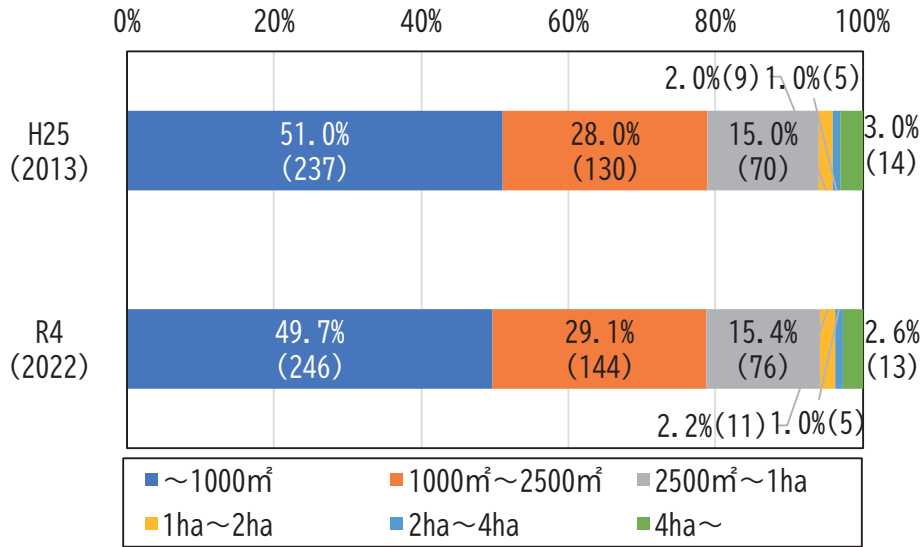
公園の規模と機能の関係 (1,000㎡以上の公園)



公園の規模と機能の関係 (500㎡未満の公園)

④ 規模別の公園の状況

前計画策定時と令和4(2022)年時点の比較では、公園規模別の割合はほぼ変わっていません。1,000㎡以下の公園が約50%と半数を占め、1ha以上の公園は約6%となっています。

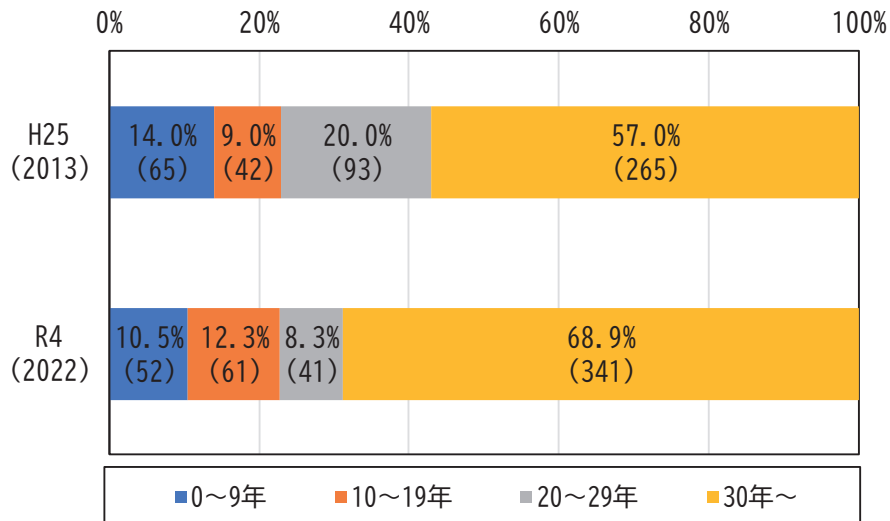


※ () 内は公園数

規模別の構成比 (箇所数)

⑤ 整備経過年別の公園の状況

前計画策定時と令和4(2022)年時点と比較すると、整備後30年以上が経過する公園が増加し、57.0%から68.9%となっています。前回策定時の平成25(2013)年以降、密集住宅市街地整備促進事業などに伴い改修した公園は全22箇所となっています。



※ () 内は公園数

整備経過年区分ごとの公園割合

⑥ 所有区分別公園の状況

所有区分が民有地の公園は、前計画策定時の69箇所から11箇所減り、令和4(2022)年時点で58箇所となりました。一方で区有地の公園は46箇所増加しています。

区立公園の所有区分別の公園現況

	H25		R4		H25→R4	
	公園数	面積 (㎡)	公園数	面積 (㎡)	公園数	面積 (㎡)
国有地	28	959,838	25	953,375	-3	-6,463
都有地	74	229,811	72	229,146	-2	-665
区有地	290	978,363	336	1,099,636	+46	+121,273
民有地	69	65,372	58	55,804	-11	-9,568
合計	461	2,233,384	491	2,337,962	+30	+104,578

※令和4(2022)年4月に「江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例」が廃止され、児童遊園・広場は、条例上区立公園に分類分けされています。
※端数処理を行っているため、合計値が一致していない場合があります

⑦ 公園配置

公園配置の状況として、「1,000㎡未満の公園の外周から半径100m、1,000㎡以上の公園の外周から半径250m、対象河川(江戸川、荒川、旧江戸川(一部除く)、中川、新中川、旧中川、新川)及び河川敷の外周から半径100mの圏域を描き、圏域の中に含まれない地域」を身近な場所に公園が不足している地域としています。

公園数の増加などにより、公園の充足圏(図面の白色部分)は増加しています。

※図1及び図2は前計画における条件(河川及び河川敷含まず)での比較です。

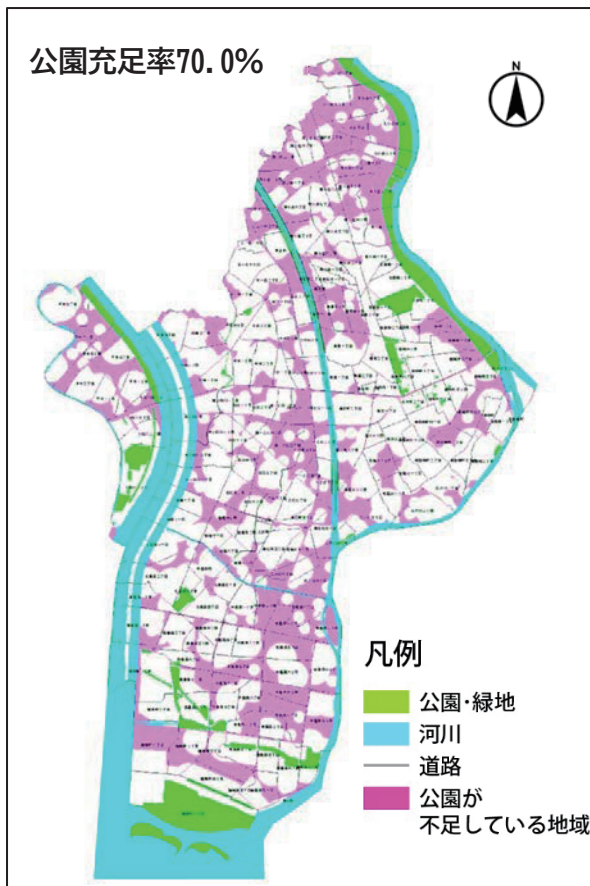


図1 平成25(2013)年時点の公園充足状況

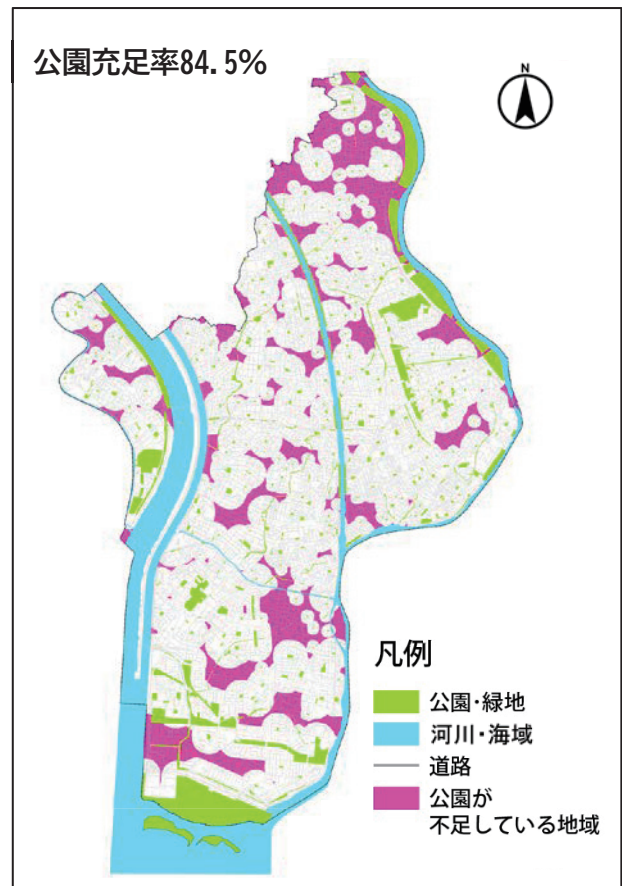


図2 令和4(2022)年時点の公園充足状況

公園充足率92.3%



凡例

- 公園・緑地
- 河川・海域
- 道路
- 公園が不足している地域

図3 令和4(2022)年時点の公園充足状況
(親水公園、親水緑道、河川敷を公園として含んだ公園充足率)

コラム 身近な公園の整備方針、公園充足率の考え方

身近な公園には、子どもたちが遊ぶための施設やベンチなどの休養施設、様々な用途に使える広場など、複合的な機能を備えていることが求められます。

公園の実態調査結果から、面積が概ね1,000㎡以上の公園では、このような複合的な機能を有し、休息や散歩、遊び場など、様々な利用がなされている公園が多いことが確認されています。

しかし、500㎡程度の面積では、幅広いニーズに対応できる施設整備には限りがあることから、身近な公園である街区公園の面積については、1,000㎡以上確保することを目指し、目標とする面積を2,500㎡とします。

また、1,000㎡以上の公園の整備が難しい地域においては、複数の狭小な公園がそれぞれ機能を分担し、地域として複合的な機能を有することで公園機能の充足を図るため、面積の大小に限らず整備を推進します。



公園イメージ
(500㎡未満)



公園イメージ
(500㎡以上、1,000㎡未満)



公園イメージ (1,000㎡以上)

○公園充足率とは

公園の充足圏とは、公園や緑地などの外周から100mもしくは250mの圏域のことです。また、公園充足率とは、本区の面積に対して、充足圏が占める割合のことです。

○充足圏の設定について

都市公園法運用指針*において街区公園は参考として誘致距離標準を250mとしています。

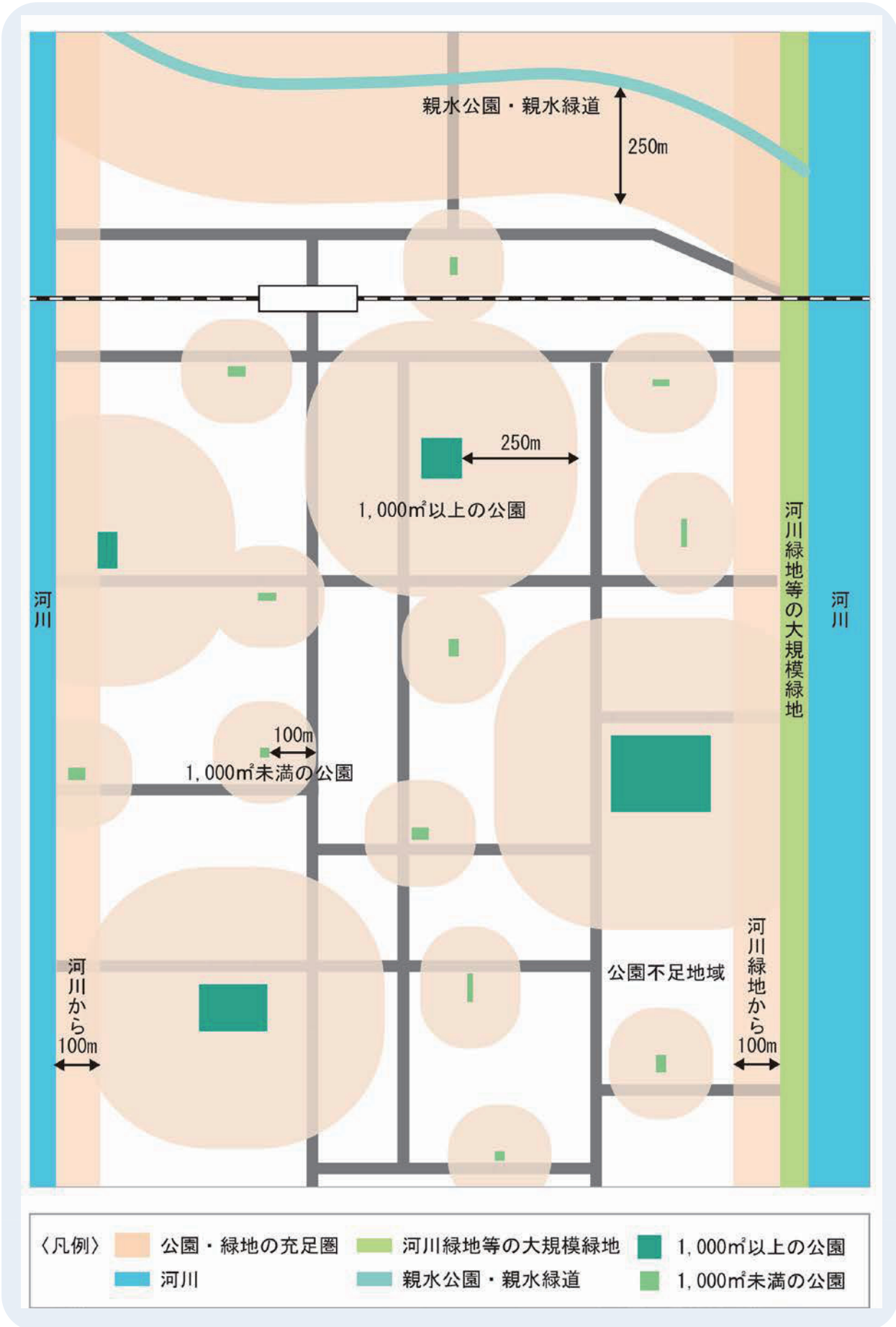
本計画においてもこの考え方を踏襲し、1,000㎡以上の大きな公園については250mの充足圏を設定します。また、本区では300㎡程度の公園が多く、これらの公園は3園合わせることで1,000㎡以上の公園と同等の機能を有するとみなせることから、充足圏は1,000㎡以上の公園のおよそ1/3の100mと設定します。なお、河川・河川敷については遊具などを原則設置しておらず単独では公園として複合的な機能を有していないため、充足圏は1,000㎡未満の公園と同じ100mに設定します。

○都市公園の種類について

都市公園は、区民が身近に利用できる街区公園から大規模なスポーツ施設を備えた運動公園など様々な規模、種類のものがあります。公園がもつ機能、目的、利用対象によって、下表のように区分されます。

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等を分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ヘクタール以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ヘクタール以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び、歩行者路または自転車路を主体とする緑地で、幅員10メートルから20メートルを標準として、公園・学校・ショッピングセンター・駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

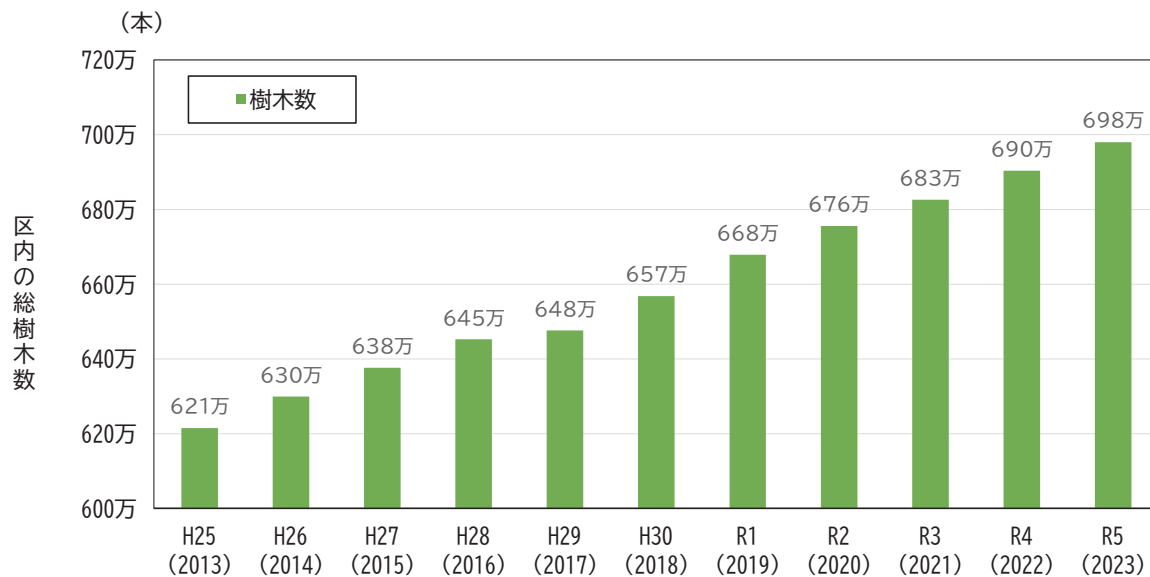
出典：「都市公園の種類」（国土交通省）



(3) 樹木の現状

① 樹木数

前計画策定時に、区内の総樹木数は約621万本、区民一人あたり約9.2本でした。令和4(2022)年に、樹木数約690万本となり、「区民一人あたりの樹木数10本」という目標を達成しました。令和5(2023)年時点では、樹木数約698万本、区民一人あたり10.16本となっています。



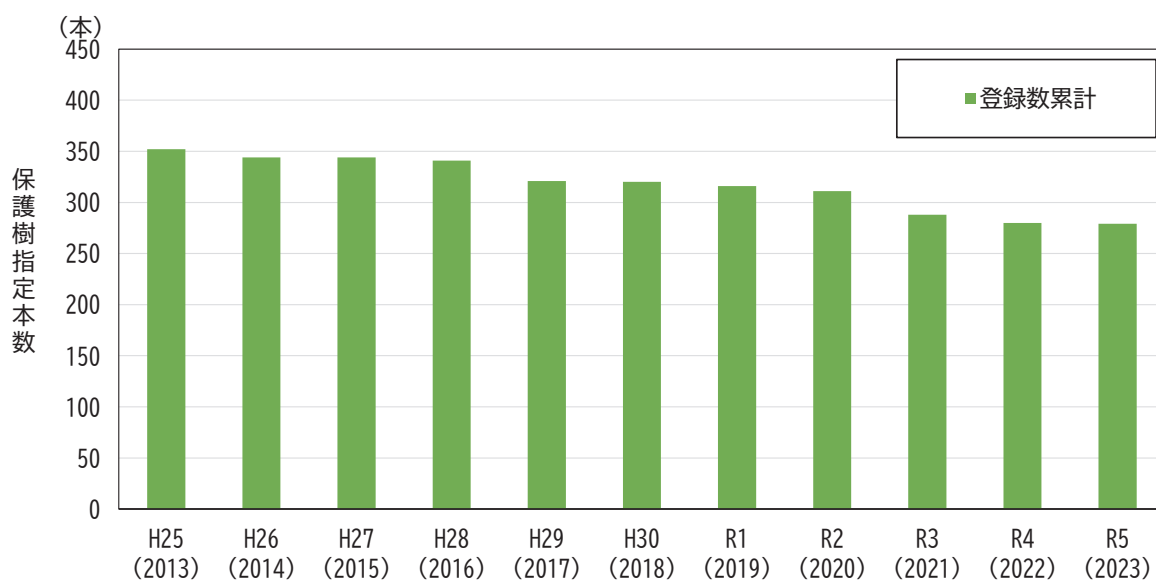
総樹木数の推移

② 街路樹数

区内の街路樹本数(高中木のみ・親水緑道含む)は、令和4(2022)年時点で約6万1千本です。

③ 保護樹数

保護樹*の登録数は、前計画策定時は352本でしたが、令和5(2023)年時点では、279本となっています。毎年、登録本数より解除本数が上回り、全体的に減少傾向が続いています。解除理由としては、自宅の建替えによる伐採や枯死が多くなっています。

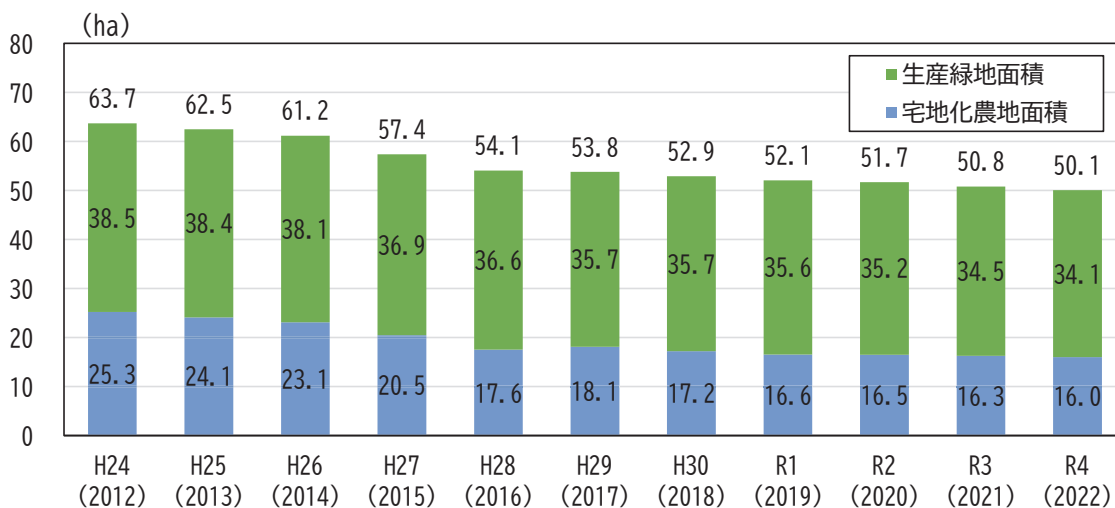


保護樹指定本数の推移

(4) 農地の現状

① 農地面積

令和4(2022)年時点では、宅地化農地* (16.0ha) と生産緑地 (34.1ha) を合わせて50.1haの農地が存在しています。平成24(2012)年から令和4(2022)年までの約10年間では、全体で13.6ha減少しており、減少傾向が続いています。一方で、本区では生産緑地を買い取り、公園として整備する取組を進めています。農地を守ることに並行して、農地の新たな活用についても積極的に検討していきます。



農地面積の推移

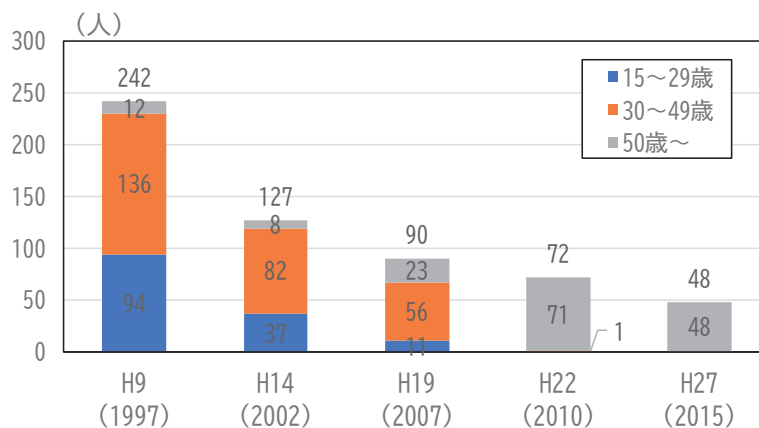
※端数処理を行っているため、合計値が一致していない場合があります。



公園として整備された元生産緑地の一例 (一之江ももこの郷)

② 農業後継者

平成27(2015)年では、農業後継者のいる戸数は48戸まで減少しています。また、平成27(2015)年には全員が50歳以上となっていることから、農業後継者の高齢化が進んでいます。



農業後継者の推移

(5) 水辺の現状

本区には7つの河川（荒川、中川、江戸川、旧江戸川、新中川、旧中川、新川）、5つの親水公園（9.6km）、18の親水緑道（17.7km）があり、区民の憩いの場として機能しています。

新左近川親水公園では、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けたカヌー場の整備も行い、機能の拡大を進めている水辺空間もあります。

また、葛西臨海公園の隣接地には、国内初の人工カヌー・スラローム会場が整備され、東京2020オリンピック・パラリンピックでは、カヌー（スラローム）競技の会場として使用されました。このように、近年は水上スポーツやレクリエーションの場としての水辺の利活用を進めています。



区内の水辺空間

(6) 動植物の生息状況

河川や海岸、緑道などが豊富な本区においては、そこで生息する動植物も多種多様です。

本区では、貴重な自然環境の保全や次世代の環境保全に役立たせることを目的として、毎年河川や海域などを中心に水辺環境調査を実施しており、平成30(2018)年には親水緑道での生物調査を実施しました。

国内で絶滅が危惧されている種や、希少な在来種などの重要種が確認されている一方で、生態系に被害を与える特定外来生物*も確認されています。以下に、各調査の結果を整理します。

① 河川や海域で見られる生物

毎年実施している水辺環境調査では、河川や海域などに生息・分布している「植物・鳥類」と「魚類・底生動物（水中や水辺に住んでいる貝やエビ、カニ、水生昆虫）」の調査を実施しています。近年の調査結果は、下表のとおりです。

コアジサシは前計画策定時には繁殖が確認されていましたが、年々確認される数が減少しています。ミゾコウジュやウラギク、タコノアシなどの希少な在来種は現時点でも生息が確認されています。

また、平成30(2018)年10月に、葛西海浜公園が東京都内で初めて「ラムサール条約湿地」として登録されました。葛西海浜公園では、毎年、スズガモやカンムリカイツブリをはじめ多くの渡り鳥が越冬や休息のため飛来します。このほか、クロツラヘラサギなどの世界的に希少な野鳥やミサゴやトウネンなど、東京都で絶滅が危惧されている野鳥も飛来しています。さらに、東なぎさ（干潟）は、トビハゼの重要な生息地の一つとして良好に維持されています。河川では絶滅が危惧されているミナミメダカやニゴイの生息もみられました。

植物・鳥類の調査結果 (種数)

		平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年
調査場所		荒川 東なぎさ	新中川 東なぎさ	江戸川 旧江戸川 東なぎさ	荒川 東なぎさ	新中川	江戸川 旧江戸川
種数	植物	385 (9)	356 (8)	379 (9)	385 (5)	263 (6)	450 (22)
	鳥類	131 (97)	119 (53)	105 (26)	66 (21)	35 (8)	45 (21)

※ () は重要種：環境省レッドリスト、東京都レッドリストに記載されている種

魚類・底生動物の調査結果

(種数)

		平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年
調査場所		荒川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	新中川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	江戸川 旧江戸川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	荒川 葛西人工海浜 (東なぎさ)	新中川	江戸川 旧江戸川
種数	魚類	19 (8)	18 (8)	29 (12)	19 (9)	7 (2)	27 (10)
	底生動物	35 (9)	27 (3)	50 (16)	36 (12)	9 (5)	

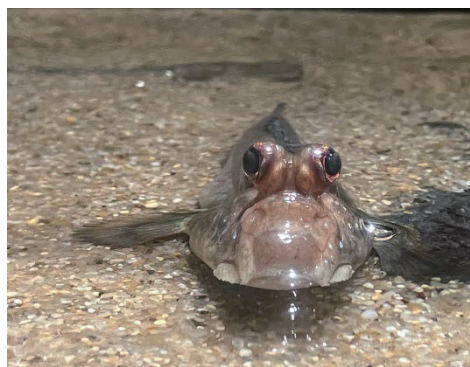
※ () は重要種：環境省レッドリスト、東京都レッドリストに記載されている種



タコノアシ



コアジサシ



トビハゼ



ヤマトシジミ

② 親水緑道で見られる生物

平成29(2017)年及び平成30(2018)年に、計17箇所の親水緑道で生物調査を実施し、区内の親水緑道だけでも91種もの生物が確認されています。

生物の隠れ家や住処となるような水生植物が多く生息している地点や、石組などが設置されている地点には、多種多様な生物が確認される傾向にあります。ニホンウナギやヤマトシジミなどの希少生物が確認された一方で、アメリカザリガニやカダヤシなどの特定外来生物が多い親水緑道もありました。

調査を実施した親水緑道と、確認された種（一部抜粋）及び種数は以下の通りです。

調査結果

親水緑道名		確認された種 (一部抜粋)	確認された 種数 (全体)
1	下小岩親水緑道	・モツゴ ・カダヤシ (特定外来生物)	10
2	親水さくらかいどう	・シオカラトンボ (ヤゴ) ・オイカワ	7
3	葛西親水四季の道	・ユビナガスジエビ ・アベハゼ	15
4	西小岩親水緑道	・ヒメタニシ ・モツゴ	14
5	鹿本親水緑道	・テナガエビ ・ニゴイ (重要種・平成 30(2018)年確認)	15
6	上小岩親水緑道	・スジエビ ・オイカワ	13
7	興農親水緑道	・ヌマチチブ ・テナガエビ	15
8	流堀親水はなのみち	・モツゴ ・シオカラトンボ (ヤゴ)	17
9	仲井堀親水緑道	・ヤマトシジミ (重要種・平成 30(2018)年確認) ・ボラ	9
10	篠田堀親水緑道	・アメリカザリガニ (条件付特定外来生物) ・モツゴ	17
11	鎌田川親水緑道	・タモロコ ・オイカワ	15
12	鹿骨親水緑道	・ブルーギル (特定外来生物) ・モツゴ	19
13	左近川親水緑道	・ニホンウナギ (重要種・平成 29(2017)年確認) ・ミミズハゼ (重要種・平成 29(2017)年確認)	48
14	本郷用水親水緑道	・モツゴ ・オイカワ	18
15	椿親水緑道	・ニゴイ (重要種・平成 30(2018)年確認) ・スジエビ	15
16	東井堀親水緑道	・ヤリタナゴ (重要種・平成 30(2018)年確認) ・オイカワ	21
17	宿川親水緑道	・ヤマトシジミ (重要種・平成 30(2018)年確認) ・マハゼ	15
合 計		—	283 種 (91 種)

※合計の（ ）は重複している種数を除いた種数

※特定外来生物は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

※「条件付特定外来生物」は、外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称。

③ 親水公園で見られる生物

令和4(2022)年～令和5(2023)年に、計5箇所の親水公園で生物調査を実施し、39種もの生物が確認されています。親水公園では、魚類だけではなく、カルガモ(鳥類)やヤゴ(昆虫)も確認され、多様な水辺の生物が生息しています。特に、荒川河口と接続している新左近川親水公園では、21種類の生物が確認され、淡水生物のほか、テナガエビやマハゼなど汽水性の生物も確認されました。

調査を実施した親水公園と、確認された種(一部抜粋)及び種数は以下の通りです。

調査結果

親水公園名		確認された種 (一部抜粋)	確認された 種数 (全体)
1	一之江境川親水公園	・ボラ ・スジエビ ・カダヤシ(特定外来生物)	10
2	古川親水公園	・シラタエビ ・チチブ ・イトミミズ	5
3	新長島川親水公園	・カダヤシ(特定外来生物)	1
4	小松川境川親水公園	・モツゴ ・ドジョウ ・アメリカザリガニ(条件付特定外来生物)	10
5	新左近川親水公園	・テナガエビ ・マハゼ ・ヤマトシジミ(重要種・令和5(2023)年確認)	21
合 計		—	47種 (39種)

※合計の()は重複している種数を除いた種数

※特定外来生物は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」に基づき外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

※「条件付特定外来生物」は、外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする(規制の一部がかからない)生物の通称。

④ 河川や親水公園・緑道などで分布・確認された生物



※図上の丸数字は鳥類、植物の調査地区を示しています。
※調査結果は資料編(資-11~34)に掲載しています。

河川や親水公園・緑道などで分布・確認された生物

30by30目標が目指すもの

— 生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すために —

1 30by30目標って？



2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標です。

新たな世界目標として議論されています

G7各国は世界目標の決定に先立ち、30by30目標を約束

- ① 2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）。ここで採択された生物多様性の世界目標である「愛知目標」。
- ② これに継ぐ新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」が今年12月に開催予定のCOP15（カナダ・モントリオール）で採択される予定です。30by30目標は、2030年に向けたこの具体的な目標の一つとして検討されています。

- ① 2021年6月のG7サミットにおいて、G7各国は自国での30by30目標を約束しました。
※G7首脳コミュニケ付随文書「自然協約」
- ② 同G7では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブも打ち出しました。

国内外の研究報告で、生物多様性保全のために30by30を目指すことが重要と指摘

- ① 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の33.8%まで拡大が必要
- ② 日本の保護地域を30%まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込み

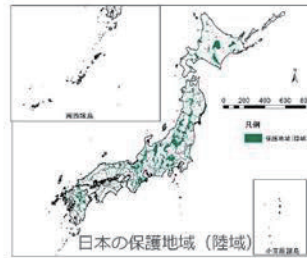
2 日本ではどのぐらいの面積が保全されているの？



陸域20.5%と海域13.3%を保護地域として保全。

2020年までの愛知目標は達成

- ① 「愛知目標」では2020年までに陸域17%、海域10%を保全することが掲げられていました。
- ② 日本では、陸域は20.3%で既に愛知目標を達成していました。その後、奄美や沖縄の国立公園の指定等により20.5%になりました。
- ③ 海域については8.3%でしたが、2020年に「沖合海底自然環境保全地域」という制度をつくり、小笠原方面を新たに指定し、13.3%となりました。



3 どんな良いことがあるの？



健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻します。

健全な生態系は、しなやかに恵み豊かです

- ① 自然は気候変動問題などの社会課題解決に貢献します。温暖化を2℃未満に安定させるために2030年までに必要とされる費用対効果の高い緩和策の約30%は森林や湿地等の保全・回復等、自然を活用して対応できると指摘されています。
- ② 例えば、野生ハチ等の花粉媒介者は国内で年間3300億円の実りに関係します。森林の豊かな栄養は河川を通して海の生産性を向上させます。災害にも強く恵み豊かな自然は、国土の安全保障の基盤にもなります。
- ③ 地域の豊かな自然資本の活用して、観光や交流人口の増加など持続可能な地域づくりが期待できます。



4 どうやって達成するの？



保護地域に加えそれ以外の場所を力を合わせ守ります。

国立公園等の保護地域を拡張します

- ① 新たに保護地域を拡張し、管理の質も向上させます。



地域の力を結集し、OECMで目標達成へ

- ① 企業有林や里地里山など保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所をOECM※といえます。
- ② 企業等の民間の所有地等を環境省が自然共生サイト（仮称）として認定し、30%に組み込んでいきます。



※Other Effective area-based Conservation Measures

出典：環境省ホームページ

30by30 | 環境省 (env. go. jp) /

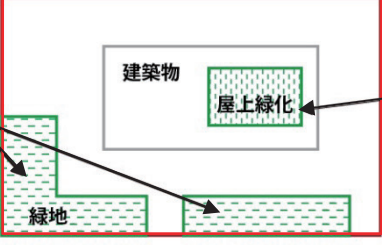
<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>

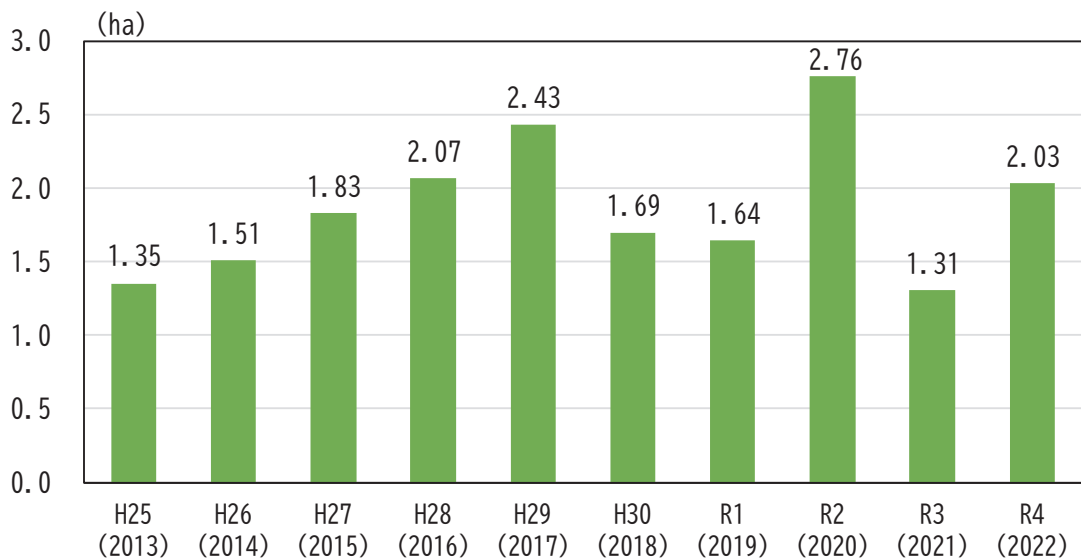


(7) 民有地などの緑化の現状

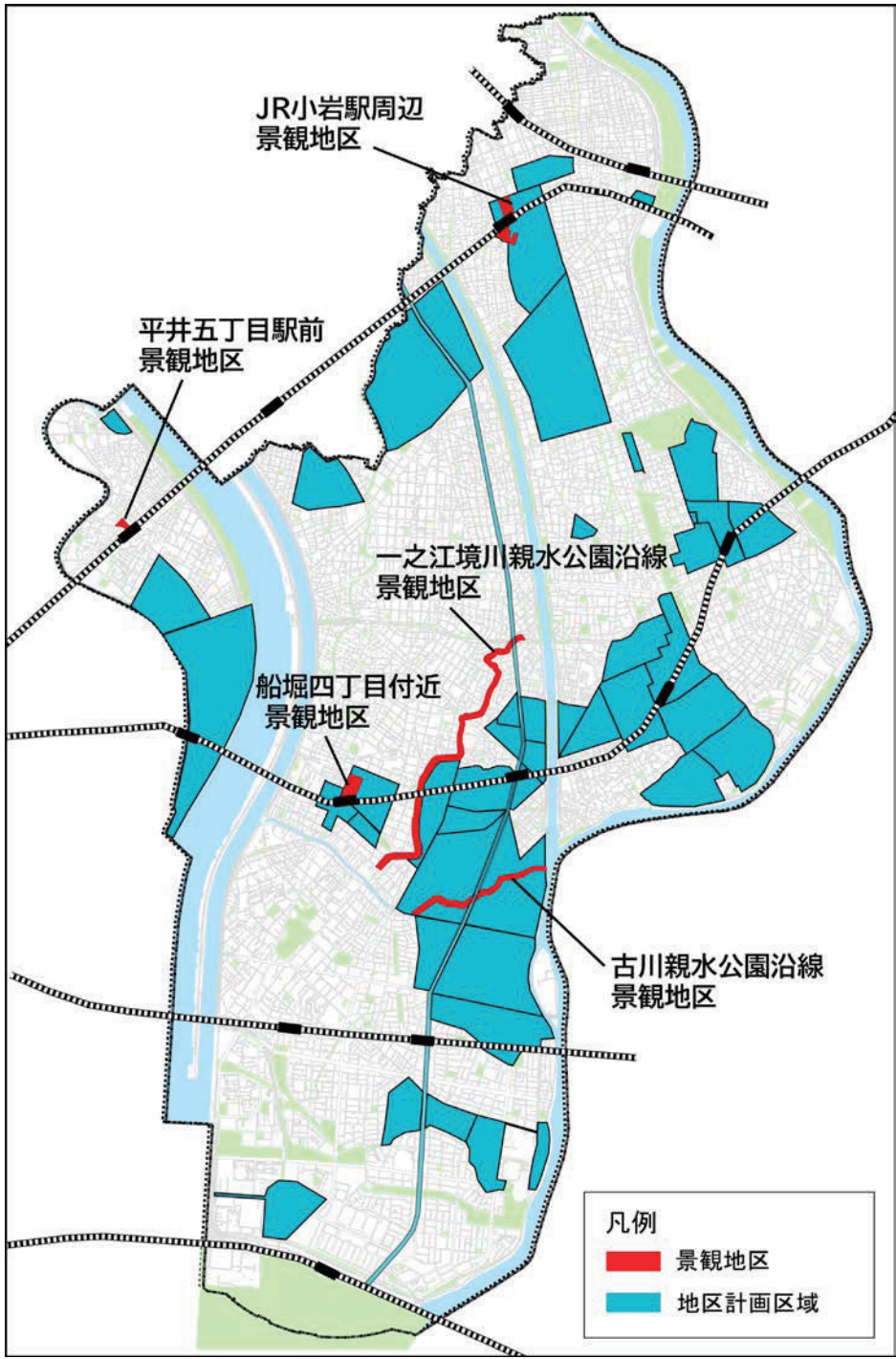
本区では、「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例*」（以下、「住宅等整備基準条例」という。）に基づいたみどりの創出を継続して実施しています。平成25(2013)年から令和4(2022)年までに、開発などに伴い、計18.62haの緑地面積が創出されています。また、良好な景観の形成を図るため、平成23(2011)年に「江戸川区景観計画」を策定し、5地区を景観地区として都市計画決定しました。さらに、区内の48地区で地区計画を策定し、緑化に努めています。

住宅等整備基準条例の概要

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上かつ10戸以上の共同住宅又は一団の土地に40戸以上の特定共同住宅を建築する事業 ・一団の土地を3区画以上に分割し、一以上の戸建て住宅を建築する事業 ・事業区域面積300平方メートル以上で建築物を建築する事業
内容 (抜粋)	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>地上部の環境空地について、形態、規模、配置基準を定めている。</p> <p>【住居系用途地域空地部分の35%】</p> </div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>建築物上の緑地について、形態、規模を定めている。</p> <p>【人が入れる屋上の20%】</p> </div> </div>



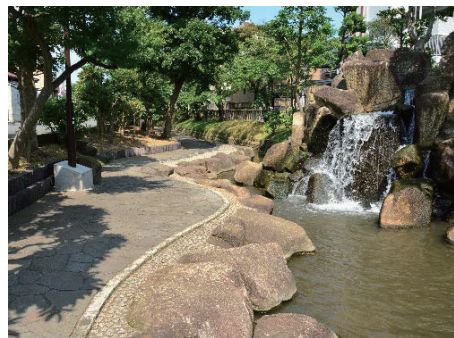
住宅等整備基準条例により創出された民有地の緑地面積の推移



景観地区・地区計画の指定状況



J R小岩駅周辺景観地区



古川親水公園沿線景観地区

3. 区民および区の実績

(1) 区民の実績

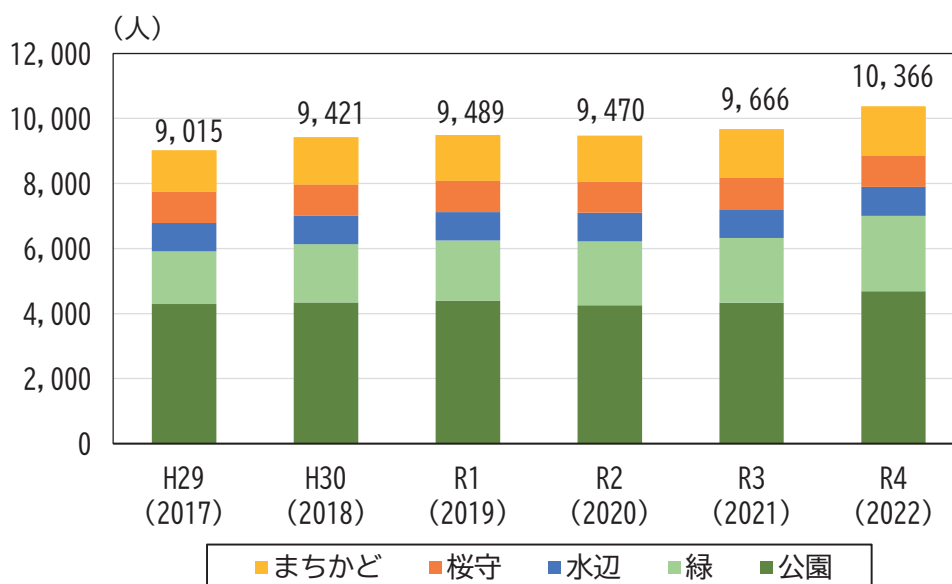
本区では清掃や美化運動に努めてまいりましたが、行政の力だけで区内すべてのごみをなくし、植栽をいつもきれいに維持することは難しいのが現状です。

そこで、「私たちのまちは私たちの手で（良くする）」という郷土愛に基づく「環境を良くする運動」を中心に区民と協働で、地域の浄化活動や美化運動を実施してまいりました。

また、公園や道路、水辺などの身近な公共スペースを自分たちの財産としてより良い環境にしていくため、ボランティア（アダプト制度）による清掃活動などが行われています。

アダプト活動登録者数は、前計画策定時では、285団体・303個人・総計8,501人でしたが、令和4（2022）年時点では、403団体・307個人・総計10,366人に増加しています。個人、団体、企業、商店会など、様々な主体が周辺のみどりや公園に関心を持ち、ボランティアなどへの活動参加者は年々増加し、登録団体数は約1.5倍になりました。

以下に、区民の実績の一例を示します。



アダプト活動登録者数の推移

① 公園・緑のボランティア

区内の公園・緑地や緑道において、個人、市民団体、商店会、企業、保育園・幼稚園や小中学校など、多くの方々が公園ボランティアとして活動し、みどりあふれる公園やまちなかの整備を行っています。活動内容は参加いただく方によって様々ですが、公園や緑地での花の植え付けをはじめとして、まちなかに設置されているプランターの維持管理や清掃活動など、幅広い活動がなされています。

愛する会一覧

団体名	内容
小松川境川親水公園を愛する会	清掃活動
一之江境川親水公園を愛する会	清掃活動
東井堀親水緑道を愛する会	清掃活動
葛西「四季の道」「新長島川」水と緑に親しむ会	清掃活動
篠田堀親水緑道を愛する会	清掃活動
古川親水公園を愛する会	清掃活動
小松川千本桜を愛する会	清掃活動
東井堀親水緑道に夢を託す会	清掃活動、花の手入れ



親水緑道清掃活動風景



親水緑道清掃活動風景



ローズボランティア活動風景



小岩フラワーロード活動風景

② 水辺のボランティア

本区には、一級河川が7河川あります。水辺のボランティアは、河川敷の清掃や水辺における環境学習などの活動を実施しています。



水辺の清掃活動風景



水辺の清掃活動風景

③ 桜守のボランティア

本区には、小松川千本桜や新川千本桜をはじめとする桜の名所が多数あります。これらの桜を元気に育てるため、「見守り活動」、「育てる活動」、「広める活動」を行っています。

また、「桜の輪 母校の桜を育てようプロジェクト」として、平成26(2014)年から北小岩小学校で、桜の花数調査、桜の健康管理について、害虫の予防策、桜のストラップづくりなど、様々な桜に関する授業を行っています。



桜守ボランティア活動風景



桜守ボランティア活動風景

④ まちかどボランティア

区内の各地域で、自分たちのまちをもっときれいにしたいという思いから、道路の清掃や点検、ポケットパーク*の手入れなど、多くの方が「まちかどボランティア」を行っています。



まちかどボランティア活動風景



まちかどボランティア活動風景

(2) 本区の取組

本区では、NPO法人などと連携しながら、みどりのまちづくり活動に関わるボランティアの育成や学習会、イベントなど、様々な取組を行っており、区民のボランティア活動を積極的に支援しています。また、生物多様性確保や、地球温暖化・ヒートアイランドの対策、循環型社会の実現に向けた取組など、様々な視点で継続的に取組を実施しています。

本区やNPO法人などによる取組

取組	内容	主体
公園ボランティアの育成支援	ボランティア活動に興味を持った区民に対し、講座、講習会などを実施。	江戸川区 (水とみどりの課)
ウェルカムガーデン活動	地域住民と一体となって身近なみどりを育む「花いっぱい運動」の支援と普及啓発の拡大を図る。	公益財団法人 えどがわ環境財団
花とみどりの環境学習	環境教育冊子を活用し、これまで区民と協働で進めてきた緑化事業の歴史や、これからの未来に向けた取組、豊かな自然環境で学ぶ環境教育を実施。	公益財団法人 えどがわ環境財団
エコアクション講座	多くの区民が環境について学び、自ら環境に配慮した行動を起こすきっかけづくりの場としていくことを目的とする。また「エコタウンえどがわ」を実現するため、地域における環境活動を率先して実践できる人材を育成する。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
21世紀子ども放課後環境学習	すくすくスクールの子どもたちを対象に、ゲームをしながら環境について学んでもらうことを目的として活動。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
小中学校における出前授業の実施	学校向けの環境学習プログラムを、総合学習の時間やPTAの集まりなどで「出前授業」として提供。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
学校農園	学校農園をとおして、児童・生徒への食育、環境教育などの充実を図ることを目的とする。小学校9校で学校農園（借地など利用）設置済み。	教育委員会事務局

人材育成

	取組	内容	主体
生物多様性の確保	水辺環境調査	荒川、江戸川、新中川、葛西沖の水辺環境調査や、親水緑道、親水公園における自然環境生物調査を実施。	江戸川区 (気候変動適応課)
	自然復元・再生事業	河川海岸のクリーン作戦を通じて自然環境の復元を推進。絶滅種や生物多様性に関する啓発を推進。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	荒川クリーンエイド	荒川のゴミを数えながら拾うことを通じて、自然環境の回復と荒川に集い思いを寄せる人々の交流を作り出す活動。	NPO法人 荒川クリーンエイド・フォーラム
	東なぎさ クリーン作戦	普段は立ち入り禁止区域の葛西海浜公園「東なぎさ」に船で渡り、漂着ごみのクリーンアップを行う。ごみ拾い後は自然観察会を実施。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	東なぎさ生物調査	葛西海浜公園東なぎさに生息する生物を継続的に調査・把握するため、鳥類調査、底床生物調査を実施。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
循環型社会の実現	生ごみリサイクル講習会	発泡スチロール箱と手作りコンポスト*を使用した楽しい生ごみ堆肥作り。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	緑の3R (リサイクル・リユース・リデュース)	区民が家庭で使わなくなった園芸土や鉢を回収し、再生・再利用する取組を行うことで、緑のもったいない運動の啓発と環境保全を図る。	公益財団法人 えどがわ環境財団
	寄贈樹木の受入れ・植栽推進	一般家庭などから寄贈された樹木を公園などの公共施設へ移植し、区の財産として保全・活用。	江戸川区 (水とみどりの課)
地球温暖化やヒートアイランド対策	みどりのカーテン* モニター講習会	モニターを募り、みどりのカーテンを広める活動。 講習会と年2回のアンケートを実施。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	もったいない運動 えどがわ	地球温暖化防止のための省エネ活動。例えば給食を残さず食べる、電気をこまめに消す、レジ袋をもらわないなどの行動にみんなで取り組む活動。	認定NPO法人 えどがわエコセンター
	グリーンプラン 推進校	えどがわエコセンターと協働し、園・学校における環境学習を推進するモデル校。えどがわエコセンターからは各種情報の他、教材教具などの費用を学校に提供し、学校での環境学習が充実するよう支援を実施。令和4(2022)年時点で、小学校17校、中学校3校がモデル校に指定。	認定NPO法人 えどがわエコセンター



公園ボランティアの育成支援



公園ボランティアの育成支援



生物多様性の確保
(荒川クリーンエイド)



生物多様性の確保
(東なぎさクリーン作戦)



循環型社会の実現
(生ごみリサイクル講習会)



循環型社会の実現
(生ごみリサイクル講習会)



地球温暖化やヒートアイランド対策
(みどりのカーテンモニター講習会)



地球温暖化やヒートアイランド対策
(花とみどりの環境学習)

4. 区民意識

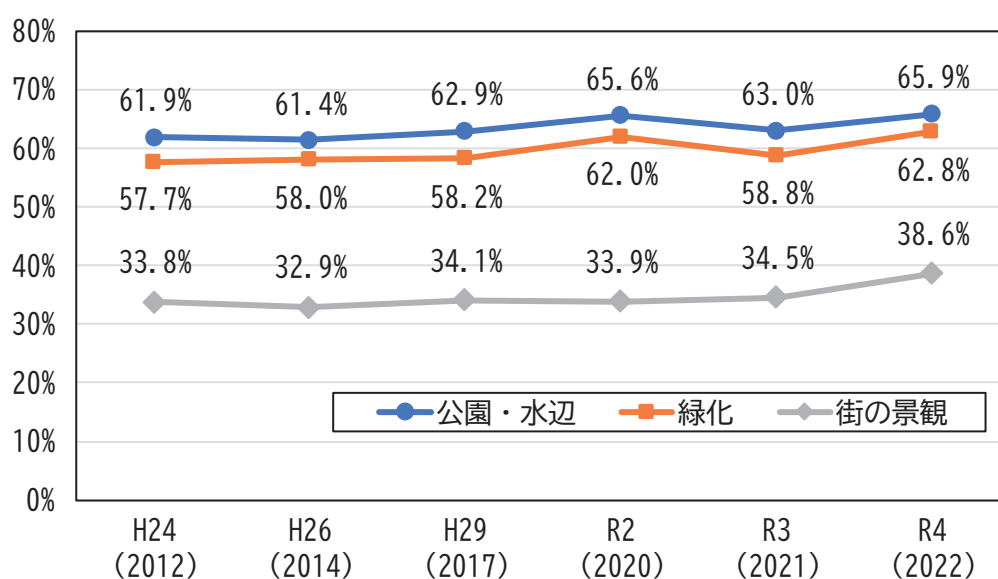
本区では、昭和51(1976)年から「江戸川区民世論調査」を実施しています。

また、令和3(2021)年4月～5月に、本区が目指す2100年の「明るい未来」について意見募集を行う「みんなのえどがわ大会議」を実施し、「広報えどがわ」や区ホームページなどを通じて、区内外の方から約8,000件の意見が集まりました。

(1) 江戸川区民世論調査

① 公園や緑化などに関する満足度の経年変化

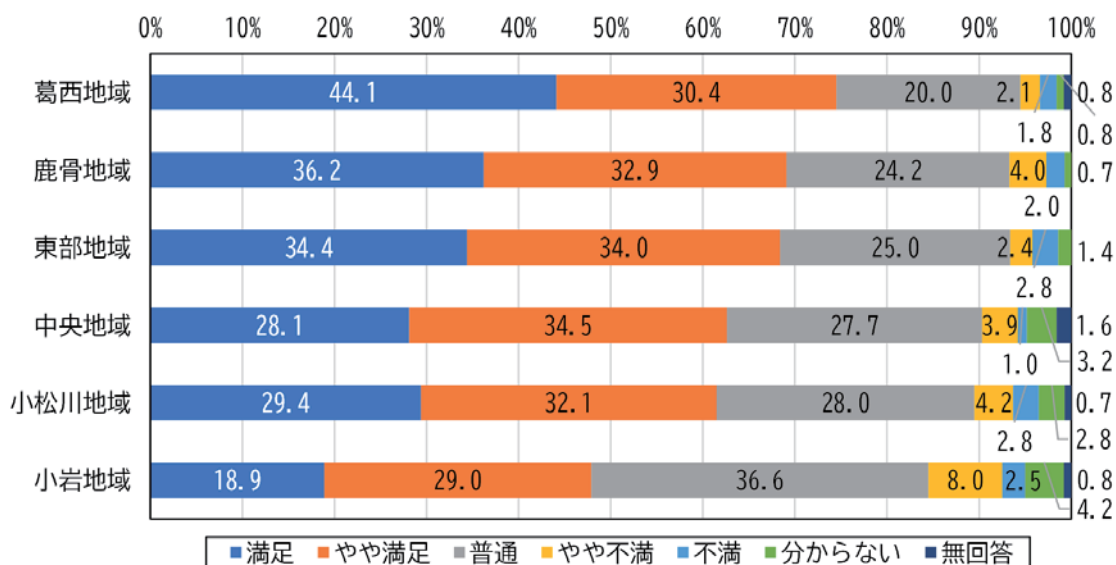
「公園・水辺」、「緑化」、「街の景観」の満足度※をみると、「公園・水辺」に対する満足度が最も高くなっており、平成24(2012)年から令和4(2022)年までで4.0ポイント増加しています。また、3項目全てにおいて、平成24(2012)年から令和4(2022)年の間で満足度は向上しているものの、大きな増加は見られません。



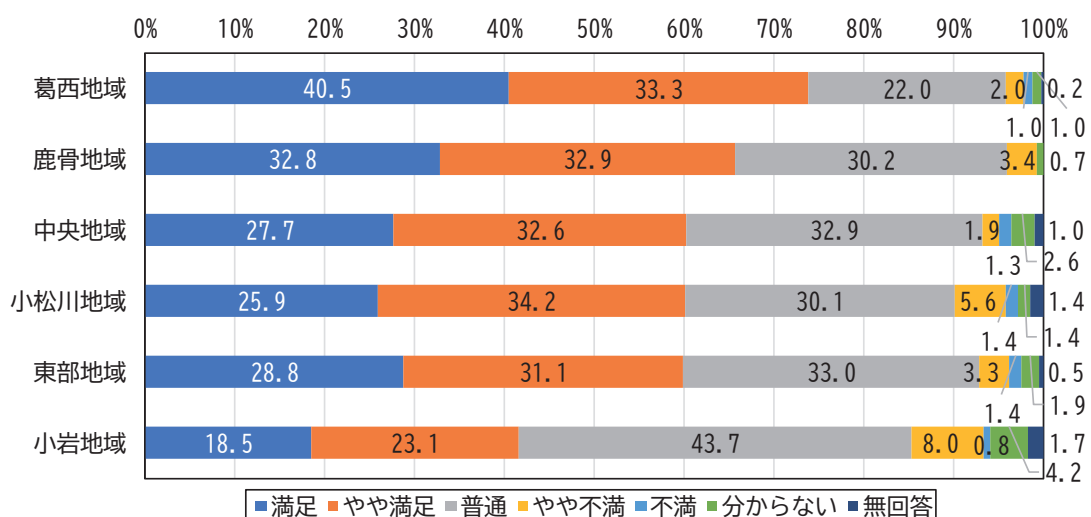
※満足度…「満足」と「やや満足」と答えた割合の合計

公園や緑化などに関する満足度の経年変化

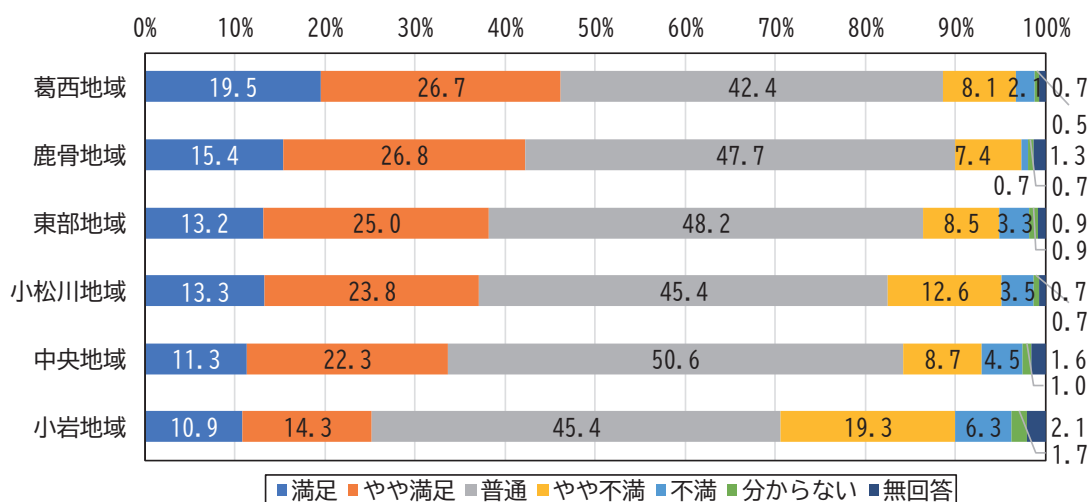
地域別にみると、公園や緑化などに関する満足度について各地域で同じような傾向が見られ、「満足」「やや満足」の割合が高いのは葛西地域、最も低いのは小岩地域となっています。



地域別「公園・水辺の整備」に関する満足度（満足度の高い順）



地域別「緑化の推進」に関する満足度（満足度の高い順）

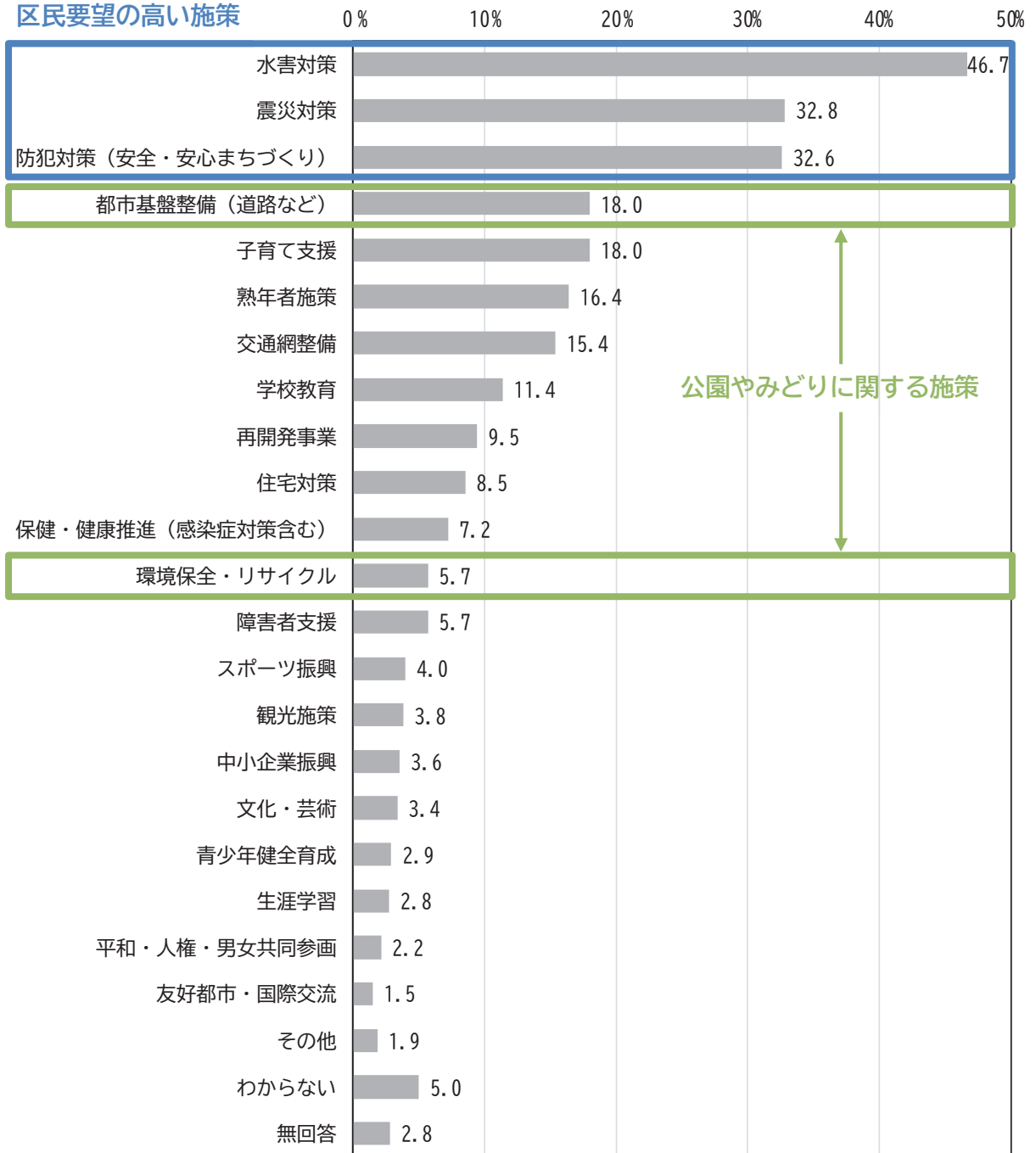


地域別「街の景観」に関する満足度（満足度の高い順）

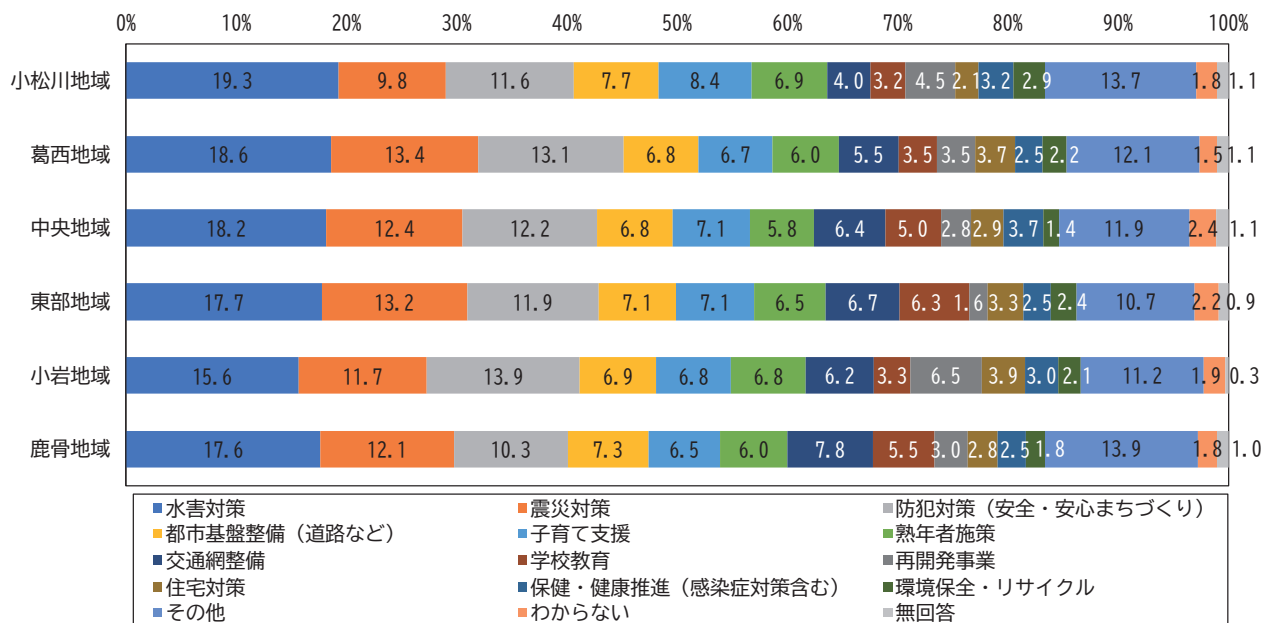
② 今後推進してほしい施策

今後推進してほしい施策をみると、水害対策が46.7%と最も多く、次いで震災対策32.8%、防犯対策（安全・安心まちづくり）32.6%となっています。

地域別にみると、全地域において上位3施策は水害対策、震災対策、防犯対策（安全・安心まちづくり）となっており、すべての地域で水害対策が最も多くなっています。



今後推進してほしい施策



※「その他」は回答の少なかった施策をまとめて整理しています。
 ※端数処理を行っているため、合計値が一致していない場合があります。

「今後推進してほしい施策」の地域別割合

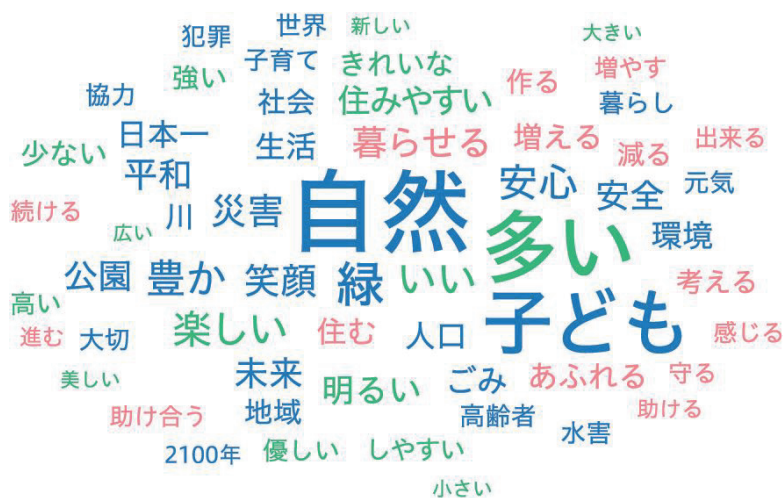
(2) みんなのえどがわ大会議

「江戸川区民世論調査」とは別に令和3(2021)年4月～5月に実施した「みんなのえどがわ大会議」において、2100年の本区の姿について意見募集を行いました。

その結果、「自然(緑、みどり)が豊かなまちを目指す」という意見が非常に多く(「自然・緑・みどり」という単語は延べ約2,800回出現)、次いで、「公園」、「子ども」、「笑顔」、「災害」といった単語が多く出現しています。

また、「子どもから高齢者まで、障害者も外国人も、全ての人が笑顔で暮らせるまちを目指す」という趣旨の意見も非常に多くなっています。

その他、経済的な発展を求める意見においても、自然との共存や、水とみどりを活かした産業の発展を求める声が多く、環境問題への関心の高さがうかがえる結果となっています。



みんなのえどがわ大会議 区民などからの意見募集・集計結果

5. 区のみどりの課題

(1) 前計画の目標達成状況

前計画では、みどりの将来像の実現に向け「みどりを守る」「みどりを育む」「みどりを創る」の基本方針に対応したみどりの量や質を表す6項目の目標を設定しました。

令和4(2022)年4月時点で、「身近な公園の充足率」については目標を達成し、残りの5項目については目標を達成できていません。しかし、未達成の5項目のうち3項目については、前計画策定時の値よりも増加しています。

前計画の目標達成状況

みどりの目標		H25時点値	R4目標値	R4現状値
基本方針 1 みどりを守る	○農地（生産緑地）の面積 ⇒農地（生産緑地）を守り、新たな農地の確保を目指します。	38.45ha	40ha	34.10ha ↓
	○保護樹の本数 ⇒保護樹を守り、新たな地域のみどりを確保します。	352本	400本	279本 ↓
基本方針 2 みどりを育む	○緑化の推進に満足している区民の割合 ⇒残る4割の方の半数に満足していただける花と緑の場を増やします。	57.7%	80%	62.8% ↑
	○アダプト活動登録者数 ⇒アダプト活動にたずさわる仲間を増やします。	8,501人	20,000人	10,691人 ↑
基本方針 3 みどりを創る	○身近な公園の充足率 ⇒歩いて行ける（徒歩5分程度）身近な公園を増やします。	70%	75%	84.5% (92.3%) ↑
	○公園整備に満足している区民の割合 ⇒残る4割の方の半数に満足していただける公園整備をします。	61.9%	80%	65.9% ↑

※令和4(2022)年現状値の矢印は平成25(2013)年からの増減を表しています

※身近な公園の充足率R4現状値（ ）は親水公園、親水緑道、河川敷を公園として含んだ公園充足率

(2) 前計画の施策実施状況と課題

前計画に掲げた基本方針に対する施策の実施状況および課題は、以下の通りです。

① みどりを守る

大径木や樹林地の保全と活用、樹木、樹林地所有者への支援など、貴重な緑を守るための取組が計画通り実施できていません。特に保護樹の指定は新規が4本、解除が72本と保全が進んでいない状況です。

農地については、生産緑地地区や区民農園が減少しており、計画通り進んでいません。そのため、農地を農地として保全するための新たな支援策や取組を検討する必要があります。その一方で、農の風景育成地区の指定、ふれあい農園などの農とふれあう機会の充実、営農への支援については計画通り進んでいます。

また、親水公園や親水緑道における自然性の向上など、河川における自然、生態系の保全や水環境の保全は計画通り進んでおり、今後も継続していきます。

② みどりを育む

ボランティアの発掘と育成に関しては、各種イベントや講座の実施など、計画通り進んでいます。今後は更なるボランティアの確保に向け、SNSを活用した情報提供など、新たな取組も検討します。

みどりの活動の支援に関しては、小中学校での出前講座など積極的に活動を進めており、みどりの意識を高めるための活動と合わせて学校教育と連携した取組を今後も推進していきます。

また、生物調査の実施、生態系に配慮した対策の充実などの取組も計画通り進めており、今後は本計画に生物多様性地域戦略を包含することで、一体的な取組を進めます。

福祉との連携については、今後も継続し、植物との触れ合いを通じて、より豊かな暮らしやすい地域づくりを進めます。

③ みどりを創る

歩いて行ける公園の充実、既存公園のリフレッシュなど、身近な公園を充実させるための施策は計画通り進んでいます。特に歩いて行ける公園については、40公園を新規整備しており、充足率も84.5%（92.3%）となっています。今後も継続するとともに、民間と連携するなど、新たな社会情勢に対応した公園整備を検討していきます。

また、拠点となる公園や災害から暮らしを守る公園整備も計画通り進んでおり、今後も継続していきます。

公共用地や民有地の緑化推進については、今後実施内容を見直しながら継続していきます。

みどりの繋がりについては計画通り進めており、緑化だけではなく、歩道の有効幅員の確保や歩いて楽しい歩行空間の確保などを検討します。

みどり豊かな水辺空間について、河川沿いのさくら並木は、ボランティアの参加などを促し、区民との協働体制のもと維持管理していくことを、今後も継続していきます。

(3) みどりの課題

これまでに整理された内容を基に、本区のみどりの課題を整理しました。2100年を見据えて、今後も引き続きみどりの課題解決に向けて取り組んでいきます。

① みどりを守るためのさらなる取組

前計画では特別緑地保全地区や保護樹林の新規指定を施策として掲げていましたが、平成25(2013)年から令和3(2021)年の間に特別緑地保全地区や保護樹林の新規指定はありませんでした。また、樹木の伐採行為の届出制度も実施まで至っていません。

「みんなのえどがわ大会議」でも「自然（緑、みどり）が豊かなまちを目指す」という区民意見が非常に多く、2100年の本区の姿として、豊かな自然を残していくことが望まれています。

しかし、樹林地や大径木の保存と利活用など「みどりを守る」取組は、所有者や民間事業者の理解と協力が必要なため、新たな施策の検討が必要です。



② 農地の保全と活用

農家の高齢化、住居や施設などの開発行為による土地の減少から農地は生産緑地、宅地化農地ともに年々減少を続けています。

農地は江戸川区らしい風景や人と土とのふれあいの場を提供する貴重なみどりとしてだけではなく、災害時のオープンスペースとして防災機能も有しています。区民世論調査では、「水害対策」、「震災対策」の区民要望が多くなっており、農地の防災機能を十分に活用していくことが求められています。

こうした多様な機能を持つ農地や生産緑地の保全・活用により、身近なみどりの充実を図る必要があります。



③ 協働によるみどりの保全と創出

本区では、みどり豊かなまちづくりを進めるなかで、区民と区の協働による様々な活動が行われています。アダプト活動登録者数は増加傾向ですが、良好なみどりのまちづくりを進めるためには、活動の担い手の育成をこれまで以上に推進する必要があり、周知方法や新規参加者の確保方法など、施策の見直しが必要です。



④ 身近な公園や水辺の整備

本区では、大規模な公園や街路樹など積極的にみどりの整備を進めており、23区内で最も広い公園面積を誇っています。また、徒歩5分程度の歩いて行ける身近な公園の充足率も84.5%（92.3%）と、目標値を達成しています。

しかし、「公園・水辺」「緑化」「街の景観」に対する区民満足度は、10年間でほぼ変化がありません。本区では身近な公園の整備を着実に進めていることから、今後は区民満足度につながる公園や水辺の質を高める整備を行い、子どもから高齢の方まで、障害者も外国人も、全ての人が笑顔で暮らせるまちづくりに資することが求められています。



⑤ みどりによる防災ネットワークの形成

大規模災害の発生リスクが高まる中、公園などのオープンスペースは、防災上も重要な役割を担っています。本区においても、大島小松川公園や篠崎公園が新たに避難場所に指定されるなど、防災ネットワークの形成を推進しています。

また、区民世論調査で今後推進してほしい施策は、水害対策、震災対策、防犯対策の順となっており、区民の防災に対する意識も年々高くなっています。

今後は、公園の高台化や防災機能の充実、火災時の延焼遮断機能を持つ親水公園や緑道、街路樹を防災ネットワークとして活用するなど、災害に強く、安心して暮らせる環境を作っていく必要があります。また、公園の防災機能の周知や公園を活用した防災イベントの実施など地域防災力向上のためのソフト対策も実施する必要があります。



⑥ 社会情勢の変化への対応

本区はSDGs未来都市として、上位計画において「ともに生きるまち」を目指し、SDGs17のゴール毎の主な目標を位置づけており、みどりの基本計画においても、「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標13 気候変動に具体的な対策を」「目標14 海の豊かさを守ろう」「目標15 陸の豊かさを守ろう」「目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう」など関係する目標の達成に貢献することを目指す必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、身近なみどりやオープンスペースの柔軟な活用に対するニーズが高まっています。江戸川区らしい水とみどりを創出するにあたっては、オープンスペースの活用に加えて、脱炭素社会の推進、生物多様性への適応、グリーンインフラの取組推進など、新たな社会情勢の変化にも対応する必要があります。

